

第3編

前・期 基本計画

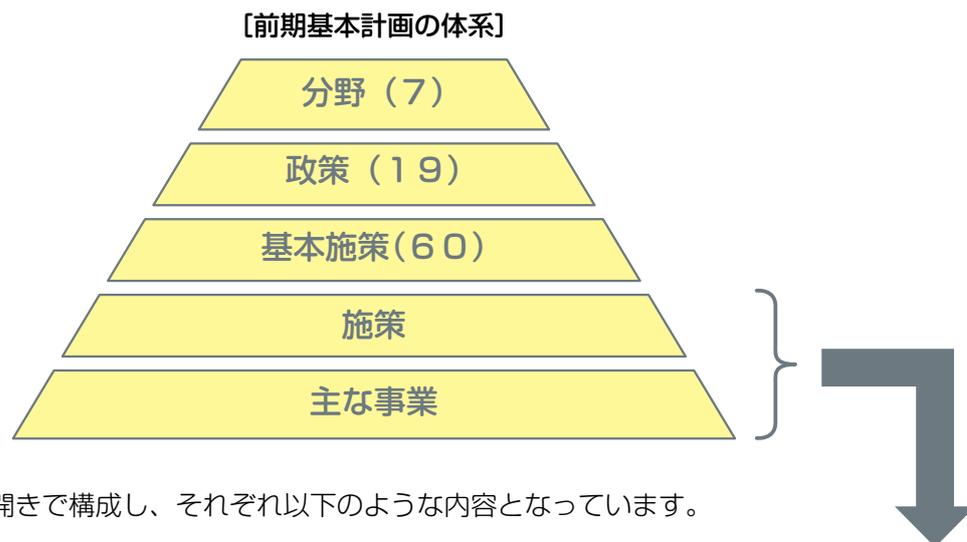


令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度

前期基本計画の構成

基本計画は、基本構想に示した分野別構想を具体化するため、市が（市民、民間事業者と協働して）進めるべき施策の展開方針を示すものです。前期基本計画では、令和3（2021）年度～令和7（2025）年度までの5年間の施策を示します。

7つの分野のもとで、計19の「政策」を掲げ、さらにそのもとで計60の「基本施策」を位置付け、各基本施策に複数の「施策」を位置付けます。また、「施策」に対応する「主な事業」も掲げています。



基本施策ごとに見開きで構成し、それぞれ以下のような内容となっています。

| | | |
|------|-------|--|
| 左ページ | 基本方針 | 基本施策で展開する施策の基本的な考え方や目標を示します。 |
| | 現況・課題 | 基本施策に関する現況やこれまでの取組状況、さらに今後における課題となる事項等を示します。 |
| | 目標指標 | 施策の展開によって目指す改善目標について、代表的な指標の現況値と（前期基本計画期間終了時の）目標値によって示します。 |
| 右ページ | 施策の展開 | 基本施策において、現況における課題を解決するため、基本方針に沿って計画期間に展開すべき複数の施策を示します。 |
| | 主な事業 | 施策を具体的に進める事業について、主なものを示します。 |
| | 関連計画 | 施策展開に関連する個別分野の計画などの名称を示します。 |

19の「政策」、60の「基本施策」の一覧を、基本構想との関係も含めて次のページに示します。

将来都市像
・
推進テーマ

将来都市像

都市と自然のバランスのとれた
住みよさ日本一の星ふるまち

まちづくりの柱 (分野)

1 健康福祉

保健・医療・福祉や子育て環境の充実による、健康で元気に過ごせるまちづくり

2 生活環境

市民生活の安全・安心確保の充実による、快適な環境で暮らせるまちづくり

3 都市建設

都市基盤や居住環境の整備・管理による、強靱で機能的なまちづくり

政策

| 1 | 2 | 3 |
|--------------------|----------|----------|
| 保健・医療の充実 健康づくりと | 多様な福祉の充実 | 子育て環境の充実 |

| 1 | 2 | 3 |
|----------|-----------|---------|
| 生活の安全性確保 | 衛生的な環境づくり | 地域の環境保全 |

| 1 | 2 | 3 |
|----------|------------|---------|
| 計画的な土地利用 | 都市基盤の整備・管理 | 居住環境の整備 |

基本施策

| | | | | | | | | | | | | |
|----------|---------|-----------|---------------|---------------|----------------|---------------------|-----------------|-------------|----------|------------|-------------|--|
| 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 健康づくりの推進 | 地域医療の充実 | 医療保険の安定運営 | 福祉意識の醸成と環境づくり | 人材の育成と団体の活動支援 | 包括的な相談・支援体制の構築 | 自分らしく生き生きと暮らせる体制づくり | 災害に備えた避難支援体制づくり | 妊娠・出産の支援の充実 | 子育て支援の充実 | 保育・幼児教育の充実 | ひとり親家庭福祉の充実 | |

| | | | | | | | |
|------------|------------|-----------|---------------|----------------|-------------|---------|---------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | 1 | 2 |
| 防災・減災対策の強化 | 消防・救急体制の充実 | 防犯・交通安全対策 | 市民相談・消費者相談の充実 | 廃棄物の適正処理とリサイクル | 墓地・斎場の整備・管理 | 環境負荷の低減 | 環境美化の推進 |

| | | | | | | | | | | | |
|---------|--------|-----------|------|---------|-----------|-----------|------------|---------------|-----------|----------|--------|
| 1 | 2 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 土地利用の誘導 | 市街地の整備 | 道路網の整備・管理 | 都市防災 | 港湾機能の整備 | 下水道の整備・管理 | 上水道の整備・管理 | 住宅環境の整備・向上 | 公共交通の確保と施設の充実 | 緑地保全・都市緑化 | 公園の整備・管理 | 都市景観形成 |

推進
テーマ

『くだまつ愛』で 未来へつなぐ
安全安心なまち

4 産業経済

地元産業の相互連携
や育成・振興による、
活気と魅力に満ちた
まちづくり

| | | |
|----------|--------|-----------------|
| 1 | 2 | 3 |
| 農林水産業の振興 | 商工業の振興 | 創業支援と 就労環境整備 |

| | | | | |
|-------|-------|--------|-----------|------------|
| 1 | 2 | 3 | 1 | 2 |
| 農業の振興 | 林業の振興 | 水産業の振興 | 工業・物流業の振興 | 商業・サービスの振興 |
| | | | 創業支援と雇用対策 | 勤労者福祉の充実 |

5 教育文化

多様な教育・学習の機
会の充実による、生涯
にわたり生き生きと
学べるまちづくり

| | | |
|---------|---------|----------------|
| 1 | 2 | 3 |
| 学校教育の充実 | 社会教育の充実 | 文化振興と 文化財保護 |

| | | | | | | |
|--------------|------------|----------|-----------|---------|---------|-------------|
| 1 | 2 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 |
| 小・中学校教育環境の充実 | 小・中学校教育の推進 | 青少年の健全育成 | 生涯学習環境の充実 | 生涯学習の推進 | 文化活動の振興 | 歴史・伝統の保護と活用 |

6 市民協働

自助・共助・公助の
調和による、市民協
働で取り組むまちづ
くり

| | | |
|---------|-----------------|-------|
| 1 | 2 | 3 |
| 協働体制の確立 | にぎわい創出と 魅力発信 | 人権の尊重 |

| | | | | | | | | | | |
|-------------|--------------|-------------|---------|---------|-----------|---------|------------|----------|-------|-----------|
| 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 |
| 市民と行政の情報共有化 | 協働による地域活動の推進 | 民間活力を活用した協働 | 観光拠点の充実 | 観光産業の振興 | スポーツ環境の充実 | スポーツの推進 | 多文化共生と国際交流 | 移住・定住の促進 | 人権の尊重 | 男女共同参画の推進 |

7 行政管理

効果的・効率的な行
政財運営による、健
全で持続可能なまち
づくり

| |
|---------------|
| 1 |
| 効率的な 行政財運営 |

| | | |
|----------|-----------|--------------|
| 1 | 2 | 3 |
| 行政情報化の推進 | 公共施設の総合管理 | 健全で効率的な行政財運営 |

| | | |
|---|--------|----------|
|  | 1 健康福祉 | …… P. 43 |
|  | 2 生活環境 | …… P. 69 |
|  | 3 都市建設 | …… P. 87 |
|  | 4 産業経済 | …… P.113 |
|  | 5 教育文化 | …… P.129 |
|  | 6 市民協働 | …… P.145 |
|  | 7 行政管理 | …… P.169 |

1 健康福祉

〔政策〕

〔基本施策〕

1 健康づくりと保健・医療の充実

- 1 健康づくりの推進
- 2 地域医療の充実
- 3 医療保険の安定運営

2 多様な福祉の充実

- 1 福祉意識の醸成と環境づくり
- 2 人材の育成と団体の活動支援
- 3 包括的な相談・支援体制の構築
- 4 自分らしく生き生きと暮らせる体制づくり
- 5 災害に備えた避難支援体制づくり

3 子育て環境の充実

- 1 妊娠・出産の支援の充実
- 2 子育て支援の充実
- 3 保育・幼児教育の充実
- 4 ひとり親家庭福祉の充実



1 健康づくりの推進

基本方針

生涯にわたり心身ともに健やかな暮らしを続け、地域で安心して生活できるよう、各種保健事業や疾病予防、感染症予防等の対策を、介護予防等との連携も含め推進するとともに、健康への市民の関心を高め、健康づくりの実践を広げる取組を進めます。

現況・課題

- ★「下松市健康増進計画」、「くだまつ食育推進計画」、「下松市自殺対策計画」に基づき、保健事業を推進しています。
- ★健康寿命の延伸を目指し、生涯を通じた生活習慣病の予防や早期発見等の取組や、介護予防と一体化した取組が必要です。
- ★メンタルヘルスや新型コロナウイルス*をはじめとした感染症対策などへの取組の充実が必要です。また、「下松市自殺対策計画」を策定しており、誰もが自殺に追い込まれることのないまちづくりを進める必要があります。
- ★多様化する市民の健康づくりニーズに応えるため、保健、医療、福祉、介護部門の連携や市民、関係機関、行政の連携強化が求められます。
- ★市民一人一人の主体的な健康づくりを進めるため、個人の健康づくりを支える家庭や地域、学校、職場、行政等の関係者が協力した取組や環境づくりが必要です。
- ★歯・口腔の健康が全身の健康に影響するとも言われ、下松市歯科医師会や本市に開学した歯科衛生士専門学校等と連携した歯科保健の推進が期待されています。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|--------------------------|--------|------------------------------|--------------|-----------------------------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 健康寿命（日常生活動作が自立している期間の平均） | 平成30年度 | 男性 79.47歳 女性 83.98歳 | 延伸する | 県健康増進課 |
| 健康状態が「よい」と回答した人の割合 | 平成29年度 | 55.9% | 60.0% | 健康づくりに関する県民意識調査「よい」「まあよい」と答えた人の割合 |

施策の展開

(1) 健康づくりの推進

市民一人一人が「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、各健康施策に興味を持ち、参加する環境づくりに努め、市民・関係機関が一体となって取り組む、地域ぐるみの健康づくりを推進します。

また、健康寿命の延伸を目指し、ライフステージ*に応じた健康づくりを進めます。

(2) 保健活動の充実

高齢化の進展や多様化する保健ニーズに対応する保健サービスの充実、保健体制の充実を図ります。

また、社会資源を活用し、歯科保健事業や食育事業の充実を図ります。

「下松市自殺対策計画」に基づき、自殺対策を支える人材の育成や市民への啓発等を行い、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

(3) 疾病予防と早期発見

がん、循環器疾患、糖尿病等の生活習慣病の発症予防や早期発見・早期治療に向け、健康教育、健康相談の充実を図るとともに、各種健（検）診の受診率の向上に努めます。

(4) 感染症等の予防対策

新型インフルエンザ、新型コロナウイルス*等の感染症や食中毒等、地域における健康危機の発生に備えて、保健所をはじめとする関係機関と連携し、防疫体制、感染予防・拡大防止体制の整備に努めます。また、災害時における健康維持への取組を強化します。

主な事業

- ・健康づくり推進事業
- ・食育推進事業
- ・健康増進事業
- ・がん検診
- ・介護予防事業
- ・歯科保健事業
- ・自殺対策事業
- ・感染症予防対策事業
- ・新型インフルエンザ等対策事業

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|------------------------|--------------|
| 第2次下松市健康増進計画（健康くだまつ21） | 平成29年度～令和3年度 |
| 第2次くだまつ食育推進計画 | 令和元年度～令和3年度 |
| 下松市自殺対策計画 | 令和2年度～令和6年度 |
| 下松市新型インフルエンザ等対策行動計画 | 平成26年度～ |

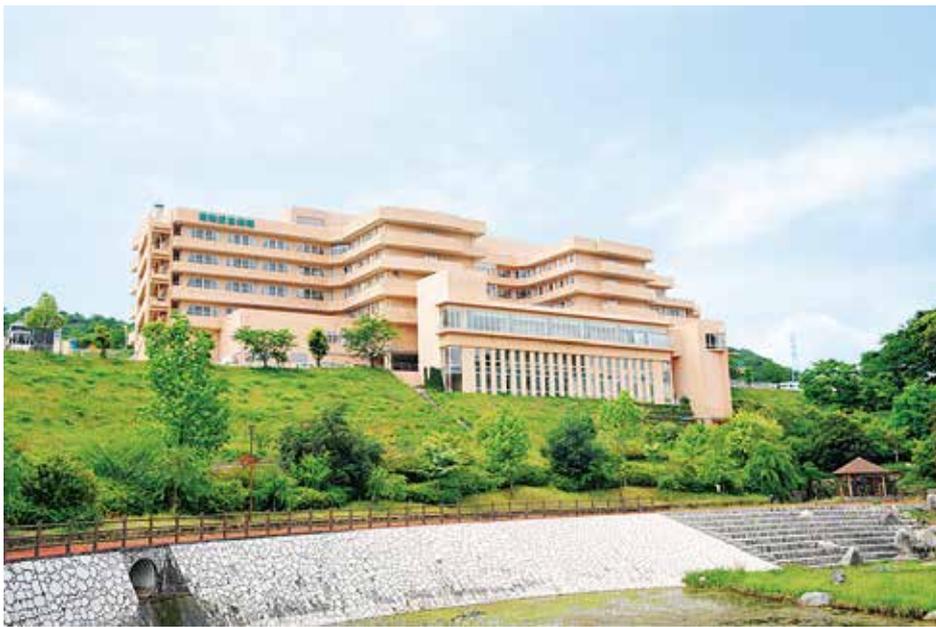
2 地域医療の充実

基本方針

高齢化時代の地域医療のあり方を追求する中で、医師会、医療機関と連携しつつ、医療体制の充実や多様な医療ニーズへの対応力の強化を目指します。

現況・課題

- ★高齢者人口が増加する中、医療と介護の連携を推進し、地域で必要とされる医療体制を確保する必要があります。
- ★下松医師会や医療機関との連携により、一次救急*である下松市休日診療所の充実が必要であるとともに、医療ニーズに応じた医療提供体制の確保が求められます。



周南記念病院（ふくしの里）

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|--------------|-----|-----|--------------|----|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 休日の救急医療体制の提供 | | 整備済 | 維持 | |

施策の展開

(1) 地域医療体制の充実

山口県地域医療構想のもと、周南記念病院を拠点とし、下松医師会との連携を通じた広域的な地域医療体制の充実を図ります。

(2) 多様な医療ニーズへの対応

夜間・休日、救急等、多様な医療ニーズへの対応を図るとともに、休日診療所や休日外科診療（在宅当番医）の運営方法の検討など、きめ細かい医療体制の確保に努めます。

(3) 医療と介護の連携強化

在宅医療と介護を一体的に提供するため、市が中心となって、下松医師会等と連携しながら、医療・介護関係者の連携体制の構築を図ります。

主な事業

- ・周南地域救急医療対策協議会
- ・在宅当番医制
- ・周南地域医療対策協議会
- ・在宅医療・介護連携の推進
- ・休日診療所の運営



休日診療所

3 医療保険の安定運営

基本方針

国民健康保険・後期高齢者医療制度について、長期的な健全経営に向けた努力を重ねるとともに、医療費の適正化のため、市民の理解を促進しつつ保健事業など必要な対応を進めます。

現況・課題

- ★国民健康保険については、財政運営が県単位化されたことにより、短期的な財政収支は安定化すると見込まれますが、将来にわたり健全な財政運営を維持できるよう、保険税の収納率向上や健康寿命の延伸、医療費の適正化に取り組み、保険制度への理解に関する啓発に努める必要があります。
- ★後期高齢者医療制度については、制度の改善等の動向に対応しつつ、引き続き山口県後期高齢者医療広域連合と連携し、健全運営を図る必要があります。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|-----------------|-------|-------|--------------|----|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 国民健康保険特定健康診査受診率 | 令和元年度 | 33.1% | 60.0% | |

施策の展開

(1) 国民健康保険・後期高齢者医療制度の安定運営

山口県との連携等により、保険税の収納率向上対策、交付金の確保等に努め、国民健康保険の財政安定化を図ります。また、山口県後期高齢者医療広域連合との連携により、後期高齢者医療制度の円滑な運営に努めます。

(2) 医療費適正化の推進

医療の適正受診等に関する意識啓発に努めるとともに、特定健康診査等の保健事業の推進による健康の保持・増進を図り、医療費の適正化を推進します。

主な事業

- ・ 納税環境の整備
- ・ 滞納処分の強化
- ・ 保険者努力支援制度
- ・ 「くらしと国保」「国保だより」発行
- ・ 医療費通知
- ・ ジェネリック医薬品*差額通知
- ・ 特定健康診査・特定保健指導
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---|--------------|
| 下松市国民健康保険第2期データヘルス計画 (下松市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画) | 平成30年度～令和5年度 |

1 福祉意識の醸成と環境づくり

基本方針

共に支え合いながら暮らす意識を醸成し、暮らしやすい地域をつくる活動を広げていくと同時に、バリアフリー*思想の普及・啓発に努め、高齢者や障害者等の配慮が必要な人が移動、利用しやすい環境づくりに向けバリアフリー*の理解促進を図ります。また、福祉拠点施設の利用促進を図るとともに維持管理に努めます。

現況・課題

- ★地域の人々が共に支え合い暮らす地域共生社会の実現に向け、住民の理解を深めるとともに世代間の交流を図り、近隣住民のつながりを深めていくことが必要です。
- ★高齢者や障害者等の配慮が必要な人の社会参加の促進と安全で快適な暮らしを実現するためには、バリアフリー*への幅広い理解の促進が必要です。
- ★学校における福祉学習や地域の様々なボランティア活動、各種情報の提供、共有等、福祉の芽を育み広げる取組をさらに進める必要があります。
- ★下松市地域交流センターや下松市老人集会所等、福祉の拠点となる施設の適正な維持管理等を図り、誰もが利用しやすい施設として環境を整える必要があります。



やまぐち障害者等専用駐車場

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|--------------|-----------|-------|--------------|----------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| ヘルプマーク*の交付者数 | 令和 元年度 | 30人 | 150人 | ヘルプマーク*の延べ交付者数 |
| 地域活動への参加状況 | 令和 2年度 | 81.1% | 90.0% | 地域福祉計画・市民アンケート |

施策の展開

(1) 支え合い意識の醸成

お互いに支え合える関係を築き、つながりを持ちながら生活することができるよう、支え合い意識の啓発、理解促進を図るとともに、福祉活動への主体的な参加、活動意識の高揚を図ります。

(2) バリアフリー*の理解促進

高齢者や障害者等の配慮が必要な人に対する社会参加の促進、移動、利用しやすい環境づくりに向け、バリアフリー*思想の普及・啓発に努め、バリアフリー*への幅広い理解を促進するとともに、安全で快適な暮らしを実現するため、バリアフリー*化の促進を図ります。

(3) 支え合いの地域活動の推進

住民一人一人が地域生活課題を自らの課題として捉え、「支える側」「支えられる側」という関係を超え、様々な地域資源を活用しながら主体的に活動する取組を推進します。

(4) 地域福祉の拠点整備

従来からある施設の機能を活かしつつ、誰もが気軽に立ち寄り相談ができる場や住民同士の交流を促進する場として、施設の利用促進を図るとともに適正な維持管理に努めます。

主な事業

- ・福祉の輪づくり運動の周知
- ・民生委員・児童委員の活動支援
- ・あいサポート運動*の普及・啓発
- ・生活支援体制整備事業の推進
- ・ヘルプカード、ヘルプマーク*の普及・啓発
- ・地域交流センター管理運営
- ・やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度の周知
- ・老人集会所・老人作業所管理運営

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|-----------------------------------|--------------|
| 下松市地域福祉計画（第4次ふくしプランくだまつ） | 令和3年度～令和7年度 |
| 下松市老人福祉計画・介護保険事業計画（第7次くだまつ高齢者プラン） | 令和3年度～令和5年度 |
| 第4次下松市障害者計画 | 令和3年度～令和5年度 |
| 第6期下松市障害福祉計画・第2期下松市障害児福祉計画 | 令和3年度～令和5年度 |
| 下松市自殺対策計画 | 令和2年度～令和6年度 |
| 下松市再犯防止推進計画 | 令和2年度～令和6年度 |
| 下松市保健福祉施設個別整備計画 | 令和2年度～令和12年度 |

2 人材の育成と団体の活動支援

基本方針

地域での福祉活動の担い手となる人材の育成、福祉に携わる組織や団体の活動支援、ボランティア活動に取り組みやすい環境づくりを進め、地域福祉活動の活性化を図ります。

現況・課題

- ★地域福祉の担い手の固定化、高齢化により、地域の中心的な存在になり得る次世代の担い手を育成するための取組が必要です。
- ★下松市社会福祉協議会や関係団体の諸活動への支援、民生委員・児童委員の確保や活動支援等に努めていますが、従来の体制では対応が困難な問題が生じる可能性があります。
- ★ボランティアに関する相談窓口や情報提供の充実・周知に努め、ボランティア活動の活性化を図る必要があります。
- ★介護事業所の主体的な人材の確保・育成の取組を支援し、介護を支える人材の確保を図る必要があります。
- ★潜在保育士の就労への不安感を軽減し、保育所への円滑な就職を推進することにより、市内保育所等の保育士の確保を図る必要があります。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|-----------------------|-------|------|--------------|------------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 手話奉仕員養成講座の受講修了者数 | 令和元年度 | 6人 | 10人 | 手話奉仕員養成講座の受講修了者数 |
| 介護支援ボランティアポイント制度*登録者数 | 令和元年度 | 178人 | 209人 | 制度登録者の実人数 |

施策の展開

(1) 地域福祉活動を推進する人材の育成

高齢、障害、子ども等福祉の各分野における人材養成事業等の充実を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域福祉活動を推進する人材の育成に努めます。

(2) ボランティア活動への参加促進

ボランティア活動が地域福祉の充実につながるため、ボランティア活動に取り組みやすい環境の整備や活動の支援を通じ、ボランティア活動の活性化を図ります。

(3) 地域福祉に取り組む組織や団体の活動支援

地域生活課題が複雑化・複合化し、従来の体制では対応が困難となる中、組織や団体の特性を活かした柔軟な活動を支援し、地域福祉活動の活性化を図ります。

(4) 福祉に携わる人材の確保

福祉サービスを必要とする人が質の高いサービスが受けられるよう、福祉に携わる人材の確保、資質の向上、定着支援に関する施策の充実を図ります。

主な事業

- ・ 民生委員・児童委員の活動支援（再掲）
- ・ 社会福祉協議会との協働
- ・ 手話奉仕員養成事業
- ・ 介護人材確保事業の推進
- ・ 点訳・音訳奉仕員養成事業
- ・ 保育士トライアル雇用奨励費補助事業の推進
- ・ 介護支援ボランティアポイント制度*の充実

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|-----------------------------------|--------------|
| 下松市地域福祉計画（第4次ふくしプランくだまつ） | 令和3年度～令和7年度 |
| 下松市老人福祉計画・介護保険事業計画（第7次くだまつ高齢者プラン） | 令和3年度～令和5年度 |
| 第4次下松市障害者計画 | 令和3年度～令和5年度 |
| 第6期下松市障害福祉計画・第2期下松市障害児福祉計画 | 令和3年度～令和5年度 |
| 下松市第2期子ども・子育て支援事業計画（くだまつ星の子プラン） | 令和2年度～令和6年度 |
| 第2次下松市健康増進計画（健康くだまつ21） | 平成29年度～令和3年度 |
| 下松市自殺対策計画 | 令和2年度～令和6年度 |
| 下松市再犯防止推進計画 | 令和2年度～令和6年度 |

3 包括的な相談・支援体制の構築

基本方針

地域共生社会の実現に向け、高齢、障害、子ども、生活困窮等の各分野を超え包括的に相談できる体制の構築を図るとともに、必要とするサービスや支援の確実な提供に努め、関係機関が連携し、困難を抱えている人を地域全体で支える体制の構築を図ります。

現況・課題

- ★地域生活課題は複雑化・複合化が進み、個別分野の相談業務だけでは課題解決が難しくなっており、包括的な相談・支援体制を構築し、サービスや支援を必要としている人に対し確実にサービスや支援を提供できるよう、関係機関が連携して取り組む必要があります。
- ★いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的・包括的に提供する「地域包括ケアシステム*」の深化・推進に努めています。
- ★下松公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、障害等の要因から就労が困難な人に対して就労の支援、雇用の拡大に努めています。
- ★特別な事情を有するため民間賃貸住宅に入居が制限される等、住宅を確保することが難しい住宅確保要配慮者に対する居住支援について、山口県居住支援協議会で会議等を進めています。
- ★高齢者や障害者等の地域生活の支援、権利擁護の推進、社会的自立の促進等福祉施策を総合的に推進するとともに、福祉サービス等が計画的に提供されるよう努めています。
- ★障害者の地域における自立生活を支援するため、関係機関とのネットワーク構築を推進する中核機関として、下松市地域自立支援協議会を設置しています。また、令和元年度にさらなる機能の充実を図るため、専門部会に「医療的ケア児等支援部会」を設置しました。
- ★生活困窮者自立支援事業を推進し周知するとともに、関係機関と連携し、相談への対応、就労支援・情報提供等に努めています。
- ★家庭裁判所の手続きにより成年後見人等を選任し、判断能力が不十分な人を法的に保護し判断能力を補う「成年後見制度」を周知する必要があります。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|-----------------------|-------|--------|--------------|-----------------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 医療的ケア児支援コーディネーターの配置者数 | 令和元年度 | 3人 | 8人 | 医療的ケア児支援コーディネーターの配置人数 |
| 認知症サポーター*数 | 令和元年度 | 5,370人 | 7,000人 | 認知症サポーター*養成講座修了者数の累計 |
| 高齢者等見守り活動に関する協定締結事業者数 | 令和元年度 | 38事業所 | 55事業所 | 協定締結事業者数 |

施策の展開

(1) 地域生活課題に対応する相談・支援体制づくり

既存の相談・支援体制の充実、関係機関との連携強化を図るとともに、誰もが気軽に生活上の不安や地域生活課題等を包括的に相談できる体制の構築を図り、サービスや支援を必要としている人に対し確実にサービスの提供や支援を行えるよう、関係機関と連携し、取組を進めます。

(2) 見守り活動の充実

地域で起こる様々な問題について、早期に発見し対応できるよう見守り活動の充実を図ります。

(3) 認知症施策の総合的な推進

認知症の人やその家族が安心して暮らし続けられるよう、認知症に関する知識の普及、認知症の早期発見・早期診断、認知症の人とその家族に対する支援等、認知症に関する施策の総合的な推進を図ります。

(4) 医療機関等と連携した事業の充実

在宅で生活しながら医療的ケアや介護を必要とする高齢者や障害児・者に対して効果的な支援ができるよう、医療と福祉の連携体制を整備します。

(5) 介護保険制度の運営充実

「下松市介護保険事業計画」における施設の整備状況や国の介護保険制度の改正状況等を踏まえ、適正な介護保険財政の運営と必要な施設整備等に努めます。

(6) 障害福祉サービス等の充実・確保

「下松市障害福祉計画」及び「下松市障害児福祉計画」における成果目標やサービス見込量に基づき、障害のある人への支援提供体制の充実・確保に努めます。

主な事業

- ・ 包括的な相談・支援体制の構築
- ・ 生活困窮者自立支援事業の推進
- ・ 生活保護制度の適切な運営
- ・ 成年後見制度の利用の促進
- ・ 自殺対策に関する施策の推進
- ・ 再犯防止に関する施策の推進
- ・ 認知症に対する理解促進
- ・ 認知症の早期発見・対応の推進
- ・ 認知症の人やその家族等への支援の充実
- ・ 在宅医療・介護連携の推進（再掲）
- ・ 終活安心支援事業の推進
- ・ 医療的ケア児支援コーディネーターの配置
- ・ 介護保険事業計画に基づく施設整備等の推進
- ・ 自立支援、重度化防止と給付適正化への取組
- ・ 障害者相談支援事業

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|-----------------------------------|--------------|
| 下松市地域福祉計画（第4次ふくしプランくだまつ） | 令和3年度～令和7年度 |
| 下松市老人福祉計画・介護保険事業計画（第7次くだまつ高齢者プラン） | 令和3年度～令和5年度 |
| 第4次下松市障害者計画 | 令和3年度～令和5年度 |
| 第6期下松市障害福祉計画・第2期下松市障害児福祉計画 | 令和3年度～令和5年度 |
| 第2次下松市健康増進計画（健康くだまつ21） | 平成29年度～令和3年度 |
| 下松市成年後見制度利用促進計画 | 令和3年度～令和7年度 |
| 下松市自殺対策計画 | 令和2年度～令和6年度 |
| 下松市再犯防止推進計画 | 令和2年度～令和6年度 |

4 自分らしく生き生きと暮らせる体制づくり

基本方針

自身の力を発揮し活躍できる機会の提供等に努めるとともに、市民一人一人の自発的な介護予防に対する取組への支援、生活ニーズに応じたサービスの提供等に努め、誰もが生きがいを持ち自分らしい生活が続けられる取組の推進を図ります。

現況・課題

- ★高齢者や障害者が充実した日常生活を営むことができるよう、社会参加の促進を図るとともに生きがいづくりを推進することが重要です。
- ★障害者が社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる活動に参加する機会を確保することが必要です。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|----------------------------|-----------|---------|--------------|-----------------------------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 「通いの場」の数 | 令和 元年度 | 74 箇所 | 91 箇所 | 月1回以上体操や趣味活動等を行い、介護予防に資する「通いの場」の数 |
| 介護予防・生活支援サービス利用者数（訪問型サービス） | 令和 元年度 | 2,001 人 | 2,060 人 | 予防給付型、生活維持型実績値の合計（延べ人数） |
| 介護予防・生活支援サービス利用者数（通所型サービス） | 令和 元年度 | 4,986 人 | 5,135 人 | 予防給付型、生活維持型実績値の合計（延べ人数） |

施策の展開

(1) 介護予防の推進・充実

住民が自発的かつ継続的に介護予防に取り組めるよう、通いの場や介護予防教室の充実を図ります。

(2) 社会参加の促進と生きがいづくり

レクリエーション教室やスポーツ大会等を開催するとともに、外出や移動の支援をすることにより、高齢者や障害者が社会活動を行うための環境の整備や必要な支援の提供を図り、自分らしく活動し、自身の力を発揮・活躍できる環境の整備に努めます。

(3) 生活のニーズに応じたサービスの提供

一人一人の生活状況に応じたきめ細やかなサービスを提供するため、事業等の充実を図り、地域で必要なサービスが受けられる環境を整えます。

主な事業

- ・ 一般介護予防事業の推進・充実
- ・ 介護予防・生活支援サービス事業の推進
- ・ 通いの場の設置・運営支援
- ・ 地域生活支援事業
- ・ 敬老事業
- ・ 保健事業と介護予防の一体的な実施
- ・ 医療的ケア児等の支援体制の整備

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|-----------------------------------|--------------|
| 下松市地域福祉計画（第4次ふくしプランくだまつ） | 令和3年度～令和7年度 |
| 下松市老人福祉計画・介護保険事業計画（第7次くだまつ高齢者プラン） | 令和3年度～令和5年度 |
| 第4次下松市障害者計画 | 令和3年度～令和5年度 |
| 第6期下松市障害福祉計画・第2期下松市障害児福祉計画 | 令和3年度～令和5年度 |
| 第2次下松市健康増進計画（健康くだまつ21） | 平成29年度～令和3年度 |

5 災害に備えた避難支援体制づくり

基本方針

平時から避難行動要支援者や福祉避難所*に関する取組を進め、災害時の避難行動に支援が必要な人の早期避難や福祉避難所*の速やかな開設・運営につなげます。

現況・課題

- ★避難する時に支援を必要とする人（避難行動要支援者）を市が直接・個別に支援することが難しいため、民生委員・児童委員や自主防災組織など、地域で活動される人々が避難を支援する取組の充実を図ることが必要です。
- ★避難行動要支援者の早期避難につなげるため、避難を支援する団体等と避難行動要支援者の情報共有に努めています。避難を支援する団体等に避難の支援を強いることができない状況の中、避難行動要支援者が早期に避難行動を起こすことができる仕組みを構築することが必要です。
- ★定期的に避難行動要支援者名簿を更新しています。更新に合わせ、できるだけ多くの避難行動要支援者が避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）を提出することが重要です。
- ★福祉避難所*の運営に必要な防災備蓄品や感染症対策用物品等の充実を図るとともに、円滑に福祉避難所*を開設・運営するため、感染症対策も考慮した訓練等を定期的に行うことが重要です。
- ★福祉避難所*の受入人数に限界があるため、優先的に福祉避難所*で避難生活を送る必要がある人を判定する仕組みを構築することが必要です。
- ★福祉避難所*の対象となる人は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等、避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、その家族まで含まれます。一般の避難所における福祉避難スペースの確保や、対象者に応じた福祉避難所*の整備を図る必要があります。



防災ラジオ

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|---------------------------|-------|------|--------------|--------------------------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）作成件数 | 令和元年度 | 391件 | 500件 | 災害時等に避難する際に支援が必要な人に関する個別計画作成件数 |

施策の展開

(1) 要配慮者避難支援体制づくり

避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）に基づき、避難を支援する団体等と避難行動要支援者の情報共有に努め、災害等で避難する時に手助けを必要とする人の早期避難を図ります。

(2) 福祉避難所*開設・運営に関する取組の推進

一般の避難所で生活することが難しいと判断される人が利用する福祉避難所*を円滑に開設・運営するための取組を進めるとともに、「災害発生時における福祉避難所*の設置運営に関する協定」締結法人と連携し訓練等を実施します。

(3) 防災ラジオ*を活用した早期避難の推進

避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）を提出した人やその家族等、要支援者の避難を支援する団体等に防災ラジオ*を無償貸与し、避難行動要支援者の早期避難を図ります。

主な事業

- ・避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）作成・更新
- ・災害避難時着用ベストの周知
- ・防災ラジオ*の無償貸与
- ・協定締結法人との福祉避難所*開設訓練等の実施
- ・災害時福祉タクシー利用助成

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|-----------------------------------|--------------|
| 下松市地域防災計画 | 令和3年度～ |
| 下松市災害備蓄計画 | 平成27年度～令和7年度 |
| 下松市地域福祉計画（第4次ふくしプランくだまつ） | 令和3年度～令和7年度 |
| 下松市老人福祉計画・介護保険事業計画（第7次くだまつ高齢者プラン） | 令和3年度～令和5年度 |
| 第4次下松市障害者計画 | 令和3年度～令和5年度 |
| 第6期下松市障害福祉計画・第2期下松市障害児福祉計画 | 令和3年度～令和5年度 |

1 妊娠・出産の支援の充実

基本方針

安心して子どもを産み育てられる社会の環境をつくるため、妊娠、出産、産後における切れ目ない支援を充実させていきます。

現況・課題

- ★将来の社会を担う新たな世代を生み育てる上でも、安心して妊娠・出産できる地域環境を整えることが重要です。
- ★妊娠・出産、子育て期における母子保健対策の充実、関係機関等との連携体制の強化により、切れ目ない支援体制を構築する必要があります。



両親学級



ハピスタくだまつ

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|------------|-----------|------|--------------|----|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 不妊治療費の助成件数 | 令和 元年度 | 257件 | 265件 | |

施策の展開

(1) 不妊症・不育症への支援

子どもを授かることを希望する夫婦に対して、不妊・不育症治療費の一部を助成することで経済的負担の軽減を図り、子どもを生み育てやすい環境づくりの充実を図ります。

(2) 妊娠期・出産後の支援

妊娠期を健やかに送り、安心して出産を迎え、自信を持って子育てができるよう、妊娠期の母子保健対策の充実を図ります。また、心身ともに不安定になりやすい出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行うことにより、産後も安心して子育てができる支援体制の充実を図ります。

(3) 母子保健の充実

関係機関との連携を図りながら、保護者の育児不安の軽減、子どもの健やかな成長発達を支援するため、乳幼児に対する健康診査や育児相談等の母子保健事業の一層の充実を図ります。

主な事業

- ・ 不妊治療費助成事業
- ・ 不育症治療費助成事業
- ・ 母子保健事業
- ・ 子育て世代包括支援センター*事業
- ・ 妊娠出産包括支援事業
- ・ 産婦健康診査事業

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|-------------------------------------|-------------|
| 下松市第2期子ども・子育て支援事業計画 (くだまつ星の子プラン) | 令和2年度～令和6年度 |

2 子育て支援の充実

基本方針

次世代を担う子どもが、心身ともに健やかに育つことができるよう、親や家族の相談に応え、適切な情報提供や学習機会の提供を行うとともに、子育てにかかる経済的負担の軽減支援の充実、児童虐待防止への取組を進めていきます。また、地域が一体となって、子育てに不安や悩みを抱える家庭を支援していきます。

現況・課題

- ★「下松市子ども・子育て支援事業計画（くだまつ星の子プラン）」を令和2年に見直し、次世代育成に向けた総合的な取組を進めています。乳幼児・子ども医療費助成制度を拡充しているほか、ママパパアプリ*等による情報提供などを行っており、それらの活用や充実が求められます。
- ★子育て支援センター*や子育て世代包括支援センター*では、子育てに関する相談、指導、情報提供や交流促進などに取り組んでおり、令和2年4月に開設した「子ども家庭総合支援拠点*」では、様々な相談に応じ、必要な支援を行っています。一方で、保育園の待機児童解消のための対策強化が求められます。
- ★いじめや不登校、児童虐待などの諸問題に対して、子ども家庭総合支援拠点*を中心に、子育て世代包括支援センター*や各関係機関が緊密に連携するとともに、地域のネットワークと協働し、問題の未然防止や早期発見の取組に努めます。
- ★子ども医療費助成制度の拡充をはじめ、各種の手当・助成等により、子育て家庭の経済的負担の軽減を図っていますが、今後もそれらの継続と充実が求められます。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|---------------|------------|-------------------------------|--------------|---------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 子ども医療費助成制度の拡充 | 令和2年 8月 | 小学校卒業 まで (中学生は 入院のみ) | 中学校 卒業まで | 対象範囲の拡充 |

施策の展開

(1) 相談や情報提供体制の充実

子育て支援に加え、妊娠・出産などの母子保健相談にも対応できるよう子育て支援センター*と子育て世代包括支援センター*との連携を強化するとともに、子どもとその家庭等からの相談に応じるため、子ども家庭総合支援拠点*の機能強化に努めます。

(2) 子育て学習機会の充実

子どもの年齢や多様なニーズに対応した、気軽に参加できる子育て講座等を開催し、家庭における子育て意識の高揚、学習機会の充実に努めます。

(3) 児童虐待防止への取組

子ども家庭総合支援拠点*を中心に、子育て世代包括支援センター*や各関係機関が緊密に連携するとともに、地域のネットワークと協働し、児童虐待防止に取り組みます。

(4) 経済的支援の充実

保育園等の同時入所第2子以降保育料無料化事業や子ども医療費助成制度の拡充、児童手当などによる子育て家庭の経済的支援に努めます。

(5) 子育てに関する助け合いの推進

仕事と子育てを両立して安心して働くことができる子育て環境の整備を図るとともに、子育てや母子保健等に関する相談体制の充実に努めます。

主な事業

- ・子育て支援センター*事業
- ・子育て世代包括支援センター*事業
- ・子ども家庭総合支援拠点*
- ・利用者支援事業
- ・家庭児童相談の実施
- ・ママパパアプリ*
- ・就学時健康診断時における子育て講座
- ・要保護児童対策の実施
- ・こんにちは赤ちゃん事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子育て短期支援事業
- ・同時入所第2子以降保育料無料化事業
- ・乳幼児・子ども医療費助成制度
- ・児童手当の支給
- ・ファミリーサポートセンター*事業

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|-------------------------------------|-------------|
| 下松市第2期子ども・子育て支援事業計画 (くだまつ星の子プラン) | 令和2年度～令和6年度 |

3 保育・幼児教育の充実

基本方針

増加の一途をたどる保育ニーズに加え、幼児教育・保育の無償化に伴う新たな保育ニーズに対応するため、幼稚園の認定こども園*への移行支援や小規模保育施設等の新設などにより、受入れ体制の整備を図るとともに、多様な保育ニーズに対応するため、延長保育や一時預かり等の特別保育事業の充実に努めていきます。

現況・課題

- ★周産期から乳幼児、児童、青少年までの子育て環境づくりとして、保育園、幼稚園、認定こども園*、児童の家（学童保育）、子育て支援センター*など、多様な基盤の充実に努めています。令和2年度からは、さらなる質の向上と運営の安定化を図るため、すべての児童の家の民間委託を実施しています。
- ★保育園は順次民営化を進めており、子育て環境と財政の両面での効果を生んでいます。なお、潮音保育園の民営化計画は、待機児童対策及び将来の乳幼児人口動向との調整が必要なため延期しています。
- ★多様な保育ニーズに対応するため、特別保育事業（乳児保育、延長保育、一時預かり、障害児保育等）を実施しているほか、病児・病後児保育事業*やファミリーサポートセンター*事業等の推進に努めています。
- ★保育需要の増加に伴い、受入れ体制の整備を図る必要があるため、小規模保育施設等の新設や幼稚園の認定こども園*への移行推進を行っていく必要があります。
- ★令和元年10月より「幼児教育・保育の無償化」が始まりましたが、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の促進のための支援を続けています。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|-----------------|------------|-----|--------------|----|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 待機児童数 | 令和2年 3月 | 58人 | 0人 | |
| 幼稚園の認定こども園*への移行 | 令和2年 3月 | 1園 | 3園 | |

施策の展開

(1) 保育サービスの充実

増加する保育ニーズに対応するため、幼稚園の認定こども園*への移行推進や小規模保育事業等の充実に努め、待機児童の解消に努めます。

(2) 公立保育園の運営

保育園運営の効率化と民間の活力・保育力を最大限に活用するため、公立保育園の民営化を進めてきましたが、今後は、将来の保育ニーズに対応した民営化計画を検討します。

(3) 多様な次世代育成支援の充実

共働き家庭の増加や就労時間・勤務形態の多様化に伴い、子育てや家庭生活・地域生活が両立できる環境整備を図るため、ファミリーサポートセンター*や児童の家（学童保育）などの充実に努めます。

(4) 私立幼稚園の運営支援

施設型給付事業等による幼稚園運営の支援により、健全な運営と適正な幼児教育の維持を図るとともに、認定こども園*への移行を推進します。

主な事業

- ・ 幼稚園の認定こども園*への移行
- ・ 小規模保育施設等の新設
- ・ ファミリーサポートセンター*事業
- ・ 放課後児童健全育成事業（児童の家）
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 病児・病後児保育事業*
- ・ 施設型給付事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 子育てのための施設等利用給付補助

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|-------------------------------------|-------------|
| 下松市第2期子ども・子育て支援事業計画 (くだまつ星の子プラン) | 令和2年度～令和6年度 |



あおば保育園

4 ひとり親家庭福祉の充実

基本方針

ひとり親家庭に対しては、適切な情報提供や相談対応等を行いながらその実態を正しく把握し、適切な経済的支援や自立に向けた就労の促進等に努めます。

現況・課題

- ★母子・父子のひとり親家庭の数は横ばい傾向ですが、社会的・経済的に安定した生活を営むことができるよう支援に取り組む必要があります。
- ★ひとり親家庭が子育てをしながら自立・安心して生活できるよう、母子・父子自立支援員を中心に、子育て、就職、各種制度の利用等生活全般にわたる相談や、支援に関する情報提供を行っていますが、継続的に進める必要があります。
- ★ひとり親世帯の経済的自立に向けた支援として、就労支援や手当・貸付等による経済的支援を進める必要があります。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|-------------------------|-----------|----|--------------|----|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 高等職業訓練促進給付金* 等支給対象者数 | 令和 元年度 | 3人 | 5人 | |

施策の展開

(1) 支援ニーズ等把握の充実

母子・父子自立支援員による相談業務を行い、山口県母子・父子福祉センターと連携し、相談体制の充実に努めます。

(2) 経済的支援の確保

経済的自立支援のため、児童扶養手当や母子・父子寡婦福祉資金等の利用促進を図り、経済的支援に努めます。

(3) 就労による自立支援の充実

ハローワークや山口県母子・父子福祉センターと連携した就業相談や就業に有利な資格取得を促進し、自立支援に努めます。

主な事業

- ・母子・父子自立支援相談の実施
- ・家庭児童相談の実施
- ・子ども家庭総合支援拠点*
- ・児童扶養手当の支給
- ・母子・父子寡婦福祉資金貸付金
- ・母子家庭等援護資金
- ・ひとり親家庭医療費助成制度
- ・ファミリーサポートセンター*の利用料助成
- ・高等職業訓練促進給付金*事業
- ・自立支援教育訓練給付金*事業

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|-------------------------------------|-------------|
| 下松市第2期子ども・子育て支援事業計画 (くだまつ星の子プラン) | 令和2年度～令和6年度 |

2 生活環境

〔政策〕

〔基本施策〕

1 生活の安全性確保

- 1 防災・減災対策の強化
- 2 消防・救急体制の充実
- 3 防犯・交通安全対策
- 4 市民相談・消費者相談の充実

2 衛生的な環境づくり

- 1 廃棄物の適正処理とリサイクル
- 2 墓地・斎場の整備・管理

3 地域の環境保全

- 1 環境負荷の低減
- 2 環境美化の推進



1 防災・減災対策の強化

基本方針

頻発する自然災害等に対して、従来の地域防災の視点に国土強靱化の視点も加え、インフラ施設等の防災対策といったハード面や、避難場所の確保、災害情報伝達、市民一人一人の防災意識の向上による地域防災力の強化などのソフト面を総合的に捉えた防災・減災対策を推進します。

現況・課題

- ★災害対応の指針である「下松市地域防災計画」を令和3年3月に改訂し、併せて初動から応急対応に至るマニュアルを整備するなど、危機管理体制の強化を図っています。平成30年7月豪雨災害では、情報収集や発信の重要性が認識され、ハード、ソフト両面にわたる対策の推進が求められます。
- ★自主防災組織の結成促進や活動に対する支援を行っていますが、令和2年3月末時点で、認定自主防災組織数は31組織となっています。今後は、自主防災組織や自治会など住民を主体とした避難所運営体制の構築、率先避難体制づくりを推進していく必要があります。
- ★各地域の指定避難所及び指定緊急避難場所*の周知や避難経路の確認、屋外が危険な場合の垂直避難*など、状況に応じた適切な避難ができるよう、さらなる周知・啓発が必要です。また、避難所等の整備充実を図るという観点から、指定避難所及び指定緊急避難場所*の新規指定や協定等による民間施設等を活用した避難場所の確保の検討が必要です。
- ★避難所として利用される施設のバリアフリー*化を進め、高齢者、障害者、車いすを利用する人等が移動・利用しやすい環境を整える必要があります。
- ★災害時には、防災行政無線（平成29年4月運用開始）、ホームページ、防災メール、防災ラジオ*、SNS*、広報車など、様々な情報伝達手段を活用し、防災情報を発信していますが、市民に対して防災情報を確実に届けるためには、さらなる情報伝達手段の多重化や周知・啓発をしていく必要があります。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|---------------|-----------|---------|--------------|----|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 認定自主防災組織数 | 令和 元年度 | 31 組織 | 50 組織 | |
| くだまつ防災メール登録者数 | 令和 元年度 | 4,560 人 | 7,500 人 | |

施策の展開

(1) 国土強靱化計画*の推進

「下松市国土強靱化地域計画」に基づき、大規模災害時においても、市民の生命と財産を守り、強さとしなやかさを備えたまちづくりを推進します。

(2) 地域防災計画の推進

国、県など上位計画の改定にあわせて、「下松市地域防災計画」や各種マニュアルの見直しを適切に行いつつ、各地区で防災訓練を開催することにより、市民の防災意識の向上を図ります。

(3) 防災環境の充実

自主防災組織の結成及び活動を支援するとともに、「下松市災害備蓄計画」により非常食や感染症対策物品等を計画的に整備し、適切な管理に努めます。

(4) 避難所等の整備充実

指定避難所及び指定緊急避難場所*の新規指定や民間施設等を活用した避難場所の確保など、避難所等の整備充実を図ります。また、避難所として利用される施設について、誰もが利用しやすいよう、バリアフリー*化を進めるとともに、感染症防止対策等に万全を期した避難所運営に努めます。

(5) 災害情報伝達の充実

災害時において防災行政無線を確実に運用できる管理体制を構築するとともに、防災情報伝達手段の多重化を推進していきます。

(6) ハザードマップ*の有効活用

各種ハザードマップ*の周知・啓発を行い、危険箇所、避難経路を市民が確認することにより、災害時の迅速な避難行動につなげます。

主な事業

- ・ 防災訓練の実施
- ・ 自主防災組織補助金交付事業
- ・ 防災用備蓄品整備事業
- ・ コミュニティFM、ケーブルテレビを活用した情報発信
- ・ くだまつ防災メールへの登録促進

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|--------------|--------------|
| 下松市国土強靱化地域計画 | 令和3年度～令和7年度 |
| 下松市地域防災計画 | 令和3年度～ |
| 下松市災害備蓄計画 | 平成27年度～令和7年度 |

2 消防・救急体制の充実

基本方針

火災や救急に加え、大規模な自然災害から市民の安全や安心を守るため、常備・非常備消防の活動体制、教育訓練の強化を図り、市民とともに万全な備えを維持し向上に努めます。

現況・課題

- ★大規模化する自然災害等都市環境の変化に対応するため、今後も車両等の消防資機材の計画的更新を進める必要があります。
- ★救急出動件数は、高齢化の進展等により今後増加することが予測されるため、引き続き救急救命士*の計画的な養成、救急車の適正利用を推進する必要があります。
- ★広域的な応援体制として、山口県内広域消防相互応援協定、県を超えての緊急援助隊要綱による相互の体制を強化する必要があります。
- ★消防団は、災害活動や効果的な訓練、定期的な防災教育、啓発活動を実施する等消防体制の充実に努めているところですが、大規模災害に備えた資機材の整備、過疎化が進む地域における消防団員の確保に努める必要があります。
- ★大規模施設等に対しては、各事業所の自主防火・保安体制の強化がなされるよう、毎年計画を見直し、マニュアル整備などを行うほか、立入検査を実施しています。また、今後増加する空き家の火災対策の検討も必要となります。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|--------------|-------|-------|--------------|-------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 消火栓等の充足率 | 令和元年度 | 94.0% | 100% | 国が定める充足率 |
| 住宅用火災警報器*設置率 | 令和元年度 | 80.6% | 90.0% | 毎年調査する設置率 |
| 消防団装備品の充実 | 令和元年度 | 36.7% | 70.0% | 国が定める装備品の充実 |

施策の展開

(1) 消防本部体制の充実

大規模な自然災害等に対し、人員、資機材の整備に努め消防体制の充実強化を図ります。

(2) 広域消防体制の充実

大規模災害に対する効率的な対応を目指し、協定に基づく応援、受援の関係強化、資機材の充実等を図り、市町の枠を超えた体制の研究、協議に努めます。

(3) 消防団の確保充実

地域に密着した消防団組織の充実及び人材の確保と教育、装備品の充実、地域防災力の強化に努めます。

(4) 防火環境の充実

住宅用火災警報器*の設置率、条例適合率の向上に継続的に取り組むとともに、火災予防査察や危険物管理指導等の計画的な実施を図ります。

(5) 救急体制の高度化

救急救命士*を中心とした人材育成、教育を充実させ、企業や市民を対象とした普通救命講習等を計画的に実施し、救急体制の強化に努めます。

(6) 緊急通報システムの有効活用

会話に不自由な聴覚・言語機能障害を持つ方が利用できる緊急通報システムを導入し、積極的な利用促進に努めます。

主な事業

- ・ 消防水利の確保
- ・ 人員・資機材の充実
- ・ 水難救助体制の強化
- ・ 緊急消防援助隊設備整備費補助金事業
- ・ 周辺消防との協力体制の強化
- ・ 消防団員確保の推進
- ・ 消防団設備整備費補助金事業
- ・ 住宅用火災警報器*の設置及び維持管理の促進
- ・ 火災予防査察の強化
- ・ 危険物管理指導
- ・ 救急救命士*等の人材育成
- ・ 緊急通報システムの普及・啓発



消防庁舎

3 防犯・交通安全対策

基本方針

地域・市民の意識と行動を土台に、行政との協働により、ハード・ソフト両面にわたる防犯対策、交通安全対策を継続的に推進し、地域環境や市民生活の安全安心の確保を図ります。

現況・課題

- ★安全安心のまちづくりにおいて、犯罪や交通災害などから市民を守る環境づくりは、重要な課題の一つです。
- ★平成 17 年 4 月施行の「下松市安全安心まちづくり条例」のもとで、行政・市民・事業者が協働して「安全で安心して暮らせるまちくだまつ」の実現に取り組んでいます。
- ★市民による自主的なパトロールに加え、「ながらパトロール*」の手法による防犯活動も展開されており、安全なまちづくりに役立っています。
- ★山口県周南地区暴力追放運動協議会下松支部を中心に関係機関・団体と連携し、暴力団・暴力追放広報等の啓発活動を推進することで、明るく平和な地域社会の構築を目指しています。
- ★夜間の犯罪防止や通行の安全確保のために進めていた自治会管理防犯灯のLED化は令和元年度で完了しており、その適正な維持管理の支援等が必要です。また、犯罪の発生抑止に貢献している防犯カメラの適正な維持管理が必要です。
- ★「下松市交通安全計画」を定期的に更新しつつ、施設整備等のハード面、交通安全運動や交通安全教育等のソフト面の双方から対策を進めています。市内の人身事故発生件数は減少傾向となり、高齢者の運転免許の自主的返納は増加しています。
- ★関係団体活動等による交通安全の取組が見られ、その継続や交通災害共済などの支援の仕組みを確保していく必要があります。また、関係機関との連携により「通学路安全プログラム*」や「ゾーン 30*」の指定等の対策も実施しています。
- ★犯罪被害者等基本法により、被害者の権利保護等が求められており、これらの支援を行うため、相談業務のレベルアップを図る必要があります。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和 7 年度 | 説明 |
|--------------|---------------|---------|----------------|---------------------------------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 犯罪発生件数 | 令和元年 12 月末 | 213 件 | 170 件 | 刑法犯の発生件数 |
| 通学路の危険箇所対策数 | 令和 元年度 | 34 箇所 | 52 箇所 | 通学路安全プログラム*で危険とされた箇所のうち、ハード対策を実施する箇所数 |
| 人身事故発生件数 | 令和元年 12 月末 | 138 件 | 95 件 | 人身交通事故の発生件数 |
| 防犯ボランティア登録者数 | 令和 元年度 | 1,048 人 | 1,200 人 | 防犯ボランティアに登録している市民の数 |

施策の展開

(1) 組織的な防犯活動の展開

「下松市安全安心まちづくり条例」を踏まえ、市民、地域、事業所による防犯パトロール活動を展開します。また防犯カメラの適正な維持管理を進めます。

(2) 暴力の追放

暴力のない平和な社会づくりのため、山口県周南地区暴力追放運動協議会や山口県暴力追放運動推進センターの活動を促進します。

(3) 防犯灯の整備促進

自治会の要望に基づく防犯灯の設置や自治会による適正な維持管理を支援していきます。

(4) 交通安全施設の整備推進

歩道、街路灯、カーブミラー等の交通安全施設について、道路パトロールや老朽化点検に基づく計画的な整備を進めるとともに、街路灯の省電力（LED）化、施設の長寿命化*に取り組みます。

(5) 交通危険箇所の点検・整備

交通危険箇所の把握、地域の実情に即した交通安全対策について、国・県をはじめ公安委員会、学校、地元関係者等と随時協議し、充実を図ります。

(6) 交通安全意識の高揚

関係機関と連携し、継続的に啓発活動を行い、交通安全意識高揚を図ります。特に高齢者への交通安全啓発に努め、交通事故の減少を目指します。

(7) 交通事故被害者の救済

下松市交通災害共済の周知啓発を進め、制度の維持に努めます。

(8) 犯罪被害者の支援

関係機関と連携し、犯罪被害者への支援を行います。

主な事業

- ・安全安心まちづくり推進大会
- ・安全安心まちづくり活動交付金
- ・啓発物品作成、配布
- ・防犯灯設置助成事業
- ・防犯灯維持管理費助成事業
- ・交通安全施設点検
- ・交通安全施設整備事業
- ・街路灯省電力化事業
- ・通学路安全プログラム*
- ・交通安全運動期間の啓発活動
- ・交通災害共済事業
- ・犯罪被害者支援事業

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|----------------|-------------|
| 第11次下松市交通安全計画 | 令和3年度～令和7年度 |
| 下松市通学路安全プログラム* | 平成27年度～ |

4 市民相談・消費者相談の充実

基本方針

市民の生活上の様々な相談や消費者としての疑問等に対応するため、情報提供や相談窓口機能の適切な運用に努め、変化・多様化する問題への対応力を高めていきます。

現況・課題

- ★下松市消費生活センターを市庁舎内に設置し、消費者からの相談に適切に対応するとともに、国や県との連携を図りながら、相談体制の強化に努めています。
- ★地域に根ざした啓発や学習機会の提供、情報収集等を活発化させるため、今後も消費者団体の育成、活動支援が必要です。
- ★情報化の進展やインターネットの普及などに伴い、多様化、複雑化する消費者問題や詐欺被害等について、正しい消費者知識と教育の普及が求められています。
- ★庁内の連携を図り、適切な対応に努め、専門的な分野については、法律相談や専門機関を紹介し、問題解決を図ります。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|---------------------|---------------|------|--------------|--------------------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 消費者教育・啓発の講座等への参加者人数 | 平成29年～令和元年の平均 | 700人 | 1,200人 | 消費者教育や啓発講座・イベント等への延べ参加人数 |

施策の展開

(1) 消費者教育・啓発の推進

出前講座やイベントでの啓発・情報提供など、あらゆる世代に向けた消費者教育、啓発活動を実施するとともに、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）を活用し、消費者被害の未然防止やうそ電話詐欺等の被害防止を図ります。

(2) 消費生活相談の充実

下松市消費生活センターにおける相談・苦情・あっせん体制を充実し、複雑化・多様化する消費者問題に対応していきます。

(3) 自立した消費者の育成

消費者への必要な情報の提供や教育などの環境整備を図るとともに、消費者団体の活動を支援し、消費者意識の高揚と自立した消費者の育成に努めます。

(4) 市民相談体制の充実

市民からの相談内容に応じた適切な説明を行い、庁内の連携を図りながら問題解決のための体制を充実させます。専門的な分野については、法律相談や専門機関を紹介し、問題解決を図ります。

主な事業

- ・消費者安全確保（見守りネットワーク）事業
- ・消費生活相談
- ・消費者団体への支援
- ・消費者自立支援
- ・くらしの相談
- ・無料法律相談

1 廃棄物の適正処理とリサイクル

基本方針

地域の環境、地球環境の保全に大きく関係するごみ・し尿の収集・処理について、ごみ減量化やリサイクル等への市民の意識を高めつつ、効果的・効率的に収集、処理を行う体制や施設等の運用管理等に万全を期していきます。

現況・課題

- ★ごみになるものを減らす(リデュース)、くり返し大切に使う(リユース)、資源として活用する(リサイクル)という3Rの考え方を基本に、環境と経済が両立する持続可能な循環型社会の形成が求められています。
- ★家庭ごみは12分別で収集しており、「家庭ごみ収集カレンダー」「家庭ごみ分別事典」「家庭ごみ分別アプリ」を活用し、市民の分別排出の啓発に取り組んでいます。
- ★広報紙やホームページをはじめ、出前講座や親子リサイクル教室等で、ごみ問題の啓発に努めています。リサイクル率の向上を目指し、特に未来を担う若い世代のごみ問題に対する関心をより一層高める取組が必要です。
- ★「下松市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」のもと、「下松市一般廃棄物(ごみ)処理実施計画」「下松市分別収集計画」を策定しており、市民・事業者・市の適切な役割の中で、引き続き廃棄物の減量化と資源化への取組が必要です。
- ★平成30年度から、家庭ごみの収集運搬業務は民間に委託し、効率化を図っています。高齢化が進む中、ごみ出し困難世帯に対する支援について検討が必要です。
- ★下松市・光市・周南市で構成する周南地区衛生施設組合が運営するごみ焼却施設「恋路クリーンセンター」は、効率的で周辺環境に配慮した運営を行っていますが、長期的展望に立った施設更新等の検討が必要です。
- ★下松市・光市で構成する周南東部環境施設組合が運営するリサイクルセンター「えこぱーく」「後畑不燃物埋立処理場」は、リサイクルの推進と両施設の維持管理計画を基にした適切な管理が求められます。
- ★下水道整備の進展により、し尿の収集量は減少しているものの、一部の地域では収集を必要としており、民間委託による収集を継続しています。
- ★下松市衛生センターでは平成27年度から水処理工程を廃止していますが、今後のし尿収集量の減少、浄化槽汚泥の増加等の動向を踏まえつつ、現在の委託及び許可の体制を継続する必要があります。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|----------|--------|-----------|--------------|------------------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 生活系ごみ排出量 | 平成30年度 | 671 g/人/日 | 660 g/人/日 | 家庭から排出される1日1人当たりのごみ排出量 |
| リサイクル率 | 平成30年度 | 26.7% | 31.2% | 一般廃棄物のうち資源化された割合 |

施策の展開

(1) ごみ問題への取組体制の強化

「下松市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理のための施策を行政、市民、事業者が一体となって展開し、ごみ排出量の減量化とリサイクル率の向上を進めます。

(2) ごみ収集の一層の改善

自治会やクリーンアップ推進員*との協力により、適正な分別排出の周知と生活環境の美化を図ります。また、ごみ収集業務の民間委託など効率的な収集体制の整備を進めるとともに、高齢者世帯などステーションまでのごみ出しが困難な世帯に対する支援方法を検討し、実施していきます。

(3) 減量化・資源化の意識啓発

市民がごみ問題を通して環境への意識、ごみの減量化や資源化への意識を高められるよう、リサイクルの意義等の啓発のほか、ごみ処理施設見学会や自治会・小学校等での出前講座を実施し、分別精度の向上等につなげます。

(4) ごみ焼却施設の効率的な運営管理

恋路クリーンセンターについて、周辺環境に配慮した長期的、計画的な運営が行われるよう、周南地区衛生施設組合の施設運営に協力します。

(5) 最終処分場の整備と適正な運用

リサイクルセンター「えこぱーく」との連携強化により、リサイクルを推進するとともに、維持管理計画に基づいて、後畑不燃物埋立処理場の延命化と適正な管理運営が行われるよう、周南東部環境施設組合の施設運営に協力します。

(6) し尿の収集・処理

し尿収集量の減少に伴い、収集体制の効率化を進めるとともに、下松市衛生センターについては必要な修繕の実施による延命化を図ります。

主な事業

- ・クリーンアップ推進員*の活動支援
- ・ごみカレンダー等の配布
- ・ごみ分別アプリの周知
- ・家庭ごみ収集運搬業務委託
- ・ごみ出し困難世帯の支援
- ・ごみ処理施設見学会
- ・出前講座
- ・資源ごみ回収報奨金
- ・し尿収集業務委託

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|--------------------|------------------|
| 下松市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 | 平成 24 年度～令和 3 年度 |
| 下松市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画 | 毎年度 |
| 下松市分別収集計画 | 令和 2 年度～令和 6 年度 |

2 墓地・斎場の整備・管理

基本方針

地域に必要な施設である墓地・斎場について、適正かつ計画的な維持管理に努め、市民のニーズに応じていきます。整備が決定している新斎場は、その促進とその後の適正管理に努めます。

現況・課題

- ★切山墓苑などの市営墓地は、現在は返還区画の貸し出しのみで対応しています。
- ★市営墓地や納骨堂は、順次補修、改修を行っていますが、長期的な視点による維持管理の検討が必要となります。
- ★周南地区衛生施設組合は、平成30年度に「新斎場整備基本計画」を策定し、旧下松清掃工場跡地への建設を決定しており、令和7年度の運用開始を目指しています。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|-----------|-------|----|--------------|---|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 市営墓地台帳調査率 | 令和2年度 | — | 100% | 市営墓地全区画数のうち使用者の確認調査を行った割合（第二期市営墓地台帳調査 令和3年度～） |

施策の展開

(1) 市営墓地の環境整備

市営墓地の適正な維持管理を図るとともに、墓地需要の長期的動向を見極めながら整備のあり方を検討します。

(2) 新斎場の整備と適正管理

周南地区衛生施設組合による新斎場の整備を促進し、適正な維持管理が行われるよう、組合と構成市で協議を進めます。

主な事業

- ・ 返還墓地の促進
- ・ 墓地台帳の整理
- ・ 新斎場の整備促進

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|-----------|--------|
| 新斎場整備基本計画 | 令和元年度～ |



市営恋路墓地



新斎場完成イメージ図

1 環境負荷の低減

基本方針

地球環境問題への関心を市民が幅広く深められるような啓発等の活動を推進するとともに、環境監視、環境負荷の低減に向けた主体的行動を市民との協働体制で進めていきます。

現況・課題

- ★市民、事業者、行政による下松市地球温暖化対策地域協議会が組織され、小学校への講師派遣による環境学習などの活動を行っています。また、「下松市地球温暖化対策実行計画」により、庁内のCO₂排出量の削減に取り組んでいます。
- ★大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の監視体制を運用しているほか、市内の主要事業所と環境保全協定を締結するなど、環境保全体制を構築しています。
- ★生活排水の浄化や河川一斉清掃等、市民による組織的な実践活動が見られ、地域の環境保全に対する認識の高まりを示しています。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|--------------------|------------|----------------------------|----------------------------|--|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 市役所の温室効果ガス* 排出量 | 平成 29年度 | 3,491 t-CO ₂ | 3,456 t-CO ₂ | 市役所の事業活動から排出される温室効果ガス*の量（CO ₂ 換算） |

施策の展開

(1) 環境監視体制の確保

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭についての監視を継続的に行うとともに、「下松市の環境」の刊行、普及等を通じ、環境への意識向上を図ります。

(2) 公害発生源への対策

工場・事業所との環境保全協定を通じ、事業活動で発生する環境負荷の低減を推進します。

(3) 意識啓発と保全活動の促進

下松市地球温暖化対策地域協議会の活動を推進するほか、広報や研修、環境学習、ごみゼロ運動等、多様な活動により環境意識の向上を図ります。

(4) 環境負荷低減方策の推進

「下松市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の推進による市内の温暖化対策や、「下松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定を検討し、市域の温暖化対策を推進します。

主な事業

- ・ 環境調査の実施
- ・ 「下松市の環境」の作成
- ・ 工場・事業所への適切な要請・指導
- ・ 環境保全協定の締結
- ・ 地球温暖化対策地域協議会への参画・助成
- ・ 環境学習の推進
- ・ ごみゼロ運動
- ・ 温暖化対策の推進

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---------------------|--------------|
| 下松市地球温暖化対策実行計画（第4期） | 平成30年度～令和4年度 |

2 環境美化の推進

基本方針

美しい環境を守り、創ることは地域や市民の誇りにもつながります。市民や事業者がそれぞれに身近な環境美化の意識を持ち、行動できるような意識の向上を図り、また環境美化の行動を官民で進めていきます。

現況・課題

- ★環境美化の取組は、行政だけでなく地域に根ざした市民の行動による部分が大きく、地域の景観や印象の向上にも大きく寄与するもので、一層の推進が必要です。
- ★自治会など関連する組織団体等の活動を支援しており、「下松市空き缶等のポイ捨て禁止条例」等を踏まえ、美しいまちづくりに市民・事業所・行政がともに取り組んでいく必要があります。
- ★野犬対策として、県が行う捕獲業務に協力し、減少に努めていますが、依然、市民からの出没情報等が寄せられています。
- ★産業廃棄物の不法投棄は、県、市によるパトロール等を進めてきた結果、大規模な投棄は見られなくなっています。
- ★緑や水辺など豊かな自然に包まれた下松市でも、自然環境の保全に向けた市民の意識啓発や荒廃抑制への対応及び関連活動の促進等が必要です。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|------------|------------|-------|--------------|------------------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 不法投棄通報件数 | 平成 30年度 | 22件 | 15件 | 市民等からの不法投棄の通報件数 |
| 狂犬病予防注射接種率 | 令和 元年度 | 85.4% | 90.0% | 市に登録されている飼犬の狂犬病予防注射接種率 |

施策の展開

(1) 環境美化意識の啓発

ごみのポイ捨て防止をはじめとした身近な環境美化に関する啓発を、広報紙等を通じて継続的に行っていきます。

(2) 環境美化運動等の展開

河川の一斉清掃、空き缶・瓶回収、ごみステーション周辺の環境美化など、多様な環境美化活動への市民の参加を促進します。

(3) 動物愛護と狂犬病対策等

ペットの終生飼養・マナーの向上や狂犬病予防注射の接種率向上を推進します。また、野犬対策として、県が行う捕獲業務に協力するとともに、むやみなえさやり行為がなくなるよう注意喚起に努めます。

(4) 不法投棄対策

廃棄物の不法投棄防止のため、市内のパトロールや広報による啓発に努めます。

(5) 河川環境の保全

豊かな河川環境を活かした環境学習、ふるさと学習等を通じ、水辺環境を守る意識の醸成を目指します。

主な事業

- ・ごみのポイ捨て禁止啓発
- ・市民参加型の環境美化活動推進
- ・犬の飼い方教室の開催
- ・狂犬病予防集合注射の実施
- ・野犬パトロールの実施
- ・廃棄物の適正処理に関する啓発
- ・環境パトロールの実施
- ・水辺の教室*



切戸川親子水辺の教室



末武川河川清掃

3 都市建設

[政 策]

[基本施策]

1 計画的な土地利用

- 1 土地利用の誘導
- 2 市街地の整備

2 都市基盤の整備・管理

- 1 道路網の整備・管理
- 2 都市防災
- 3 港湾機能の整備
- 4 下水道の整備・管理
- 5 上水道の整備・管理

3 居住環境の整備

- 1 住宅環境の整備・向上
- 2 公共交通の確保と施設の充実
- 3 緑地保全・都市緑化
- 4 公園の整備・管理
- 5 都市景観形成



1 土地利用の誘導

基本方針

土地利用の基礎情報の整備や基本方針を明確にした上で、望ましい都市構造の実現、安全安心で良好な市街地環境の形成や農林水産業の環境保全、地域の振興等の目的に沿った土地の有効利活用に向けた対策を計画的に講じていきます。

現況・課題

- ★下松市の総面積 89.36km²のうち、約6割は森林で、その他が農地や市街地等となっています。
- ★都市計画区域*や農用地区域*、山口県による「岩徳地域森林計画」等の関連制度により定められた土地利用方針や規制に従い、農林漁業と調和した都市の健全な発展と秩序ある整備のために、有限の土地の合理的な利用を図る必要があります。
- ★土地利用や都市構造等の方針を示す「下松市都市計画マスタープラン」の見直しを令和2年度に行っており、同プランに基づく秩序ある市街地の形成等、バランスの取れた土地利用が求められます。
- ★都市の持続的な発展につながる「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方での都市機能の集約化を目指す必要があり、法的にその方向性を示す「立地適正化計画」の策定を行うこととしています。
- ★市街化区域*の適切な開発及び市街化調整区域*の保全を図りながら、国立公園に指定されている笠戸島や自然豊かな米川等の多様な地域特性を踏まえた振興策の検討が必要です。
- ★土地利用の基礎情報を明確にする地籍調査を平成15年度から実施し、令和元年度末で14.98km²を完了しています。
- ★農地のうち約2割は耕作放棄地のため、活用に向けた対策が必要であり、ほ場整備田等の優良農地については、継続した耕作が求められます。併せて、山林の保全が求められます。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|------------------------|-------|-------|--------------|--|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 地籍調査進捗率 | 令和元年度 | 18.1% | 24.0% | 地籍調査実施予定区域面積82.55km ² に対する進捗率 |
| 市街地開発や住宅環境の整備施策に対する満足度 | 令和元年度 | 26.6% | 30.0% | まちづくり市民アンケート |

施策の展開

(1) 都市計画に基づく規制・誘導

下松市の特性に応じた適正な土地利用を図るため、用途地域*の見直しや「立地適正化計画」の策定等を通じ、適切な規制誘導を進めていきます。

(2) 都市計画マスタープランの推進

令和2年度に見直しを行った「下松市都市計画マスタープラン」に掲げる将来都市構造や土地利用方針等に基づき、都市の骨格形成、効果的な都市施設*の配置等に計画的に取り組みます。

(3) 農地・山林における計画的土地利用誘導

「下松農業振興地域整備計画」における農用地区域*等の的確な管理運用を通じ、優良農地や山林の保全、耕作放棄地の有効利用につながる対策等を推進します。

(4) 遊休地等への対応

事業所跡地等の遊休地について、市街地の秩序維持と地域活性化につながる有効活用を促進します。

(5) 笠戸島地区の振興に向けた土地利用

市街化調整区域*、国立公園という法的制約がある中でも、風光明媚な自然環境や観光資源を活かし、観光産業等の振興や生活・コミュニティ機能の確保等のために、土地利用に係る制度の柔軟な運用の検討を進めます。

(6) 米川地区の振興に向けた土地利用

山林や農地の適切な保全に努めるとともに、人の呼び込みや生活環境及び定住条件の向上につながる中山間地域の活性化方策を地域住民とともに検討し、実践していきます。

(7) 地籍調査の推進

土地利用の基礎的資料となる地籍情報を整備し、地籍の明確化を図るため、有効かつ効果的に地籍調査を進めます。

主な事業

- ・ 開発許可申請進達
- ・ 建築許可申請進達
- ・ 立地適正化計画の策定
- ・ 都市施設*配置の見直しの検討
- ・ 県の都市計画との整合、調整
- ・ 荒廃農地対策事業
- ・ 土地利用動向調査
- ・ 中山間地域づくり事業
- ・ 地籍調査事業

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---------------------|-------------------|
| 下松市都市計画マスタープラン | 平成 23 年度～令和 12 年度 |
| 下松農業振興地域整備計画 | 平成 18 年度～ |
| 下松市森林整備計画 | 平成 29 年度～ |
| 下松市米川地域元気生活圏づくり推進方針 | 平成 30 年度～ |
| 下松市米川地区夢プラン | 平成 30 年度～ |

2 市街地の整備

基本方針

人口や産業等の動向により市街地の様相は常に変化しており、それらを適切に誘導し、シンボルラインを中心軸とした効率的かつ安全で快適な市街地がコンパクトに形成されるよう、各種の規制も含めた効果的な市街地整備事業の推進を図ります。

現況・課題

- ★市街地の中心軸としてのシンボルラインの形成に向けて、令和元年度に中部土地区画整理事業が完了しており、さらに、引き続き魅力ある市街地形成に努める必要があります。
- ★豊井地区では、土地区画整理事業に替わる新たなまちづくりの整備方針を定めた「豊井地区まちづくり整備計画」に基づき、早期に都市基盤の整備等を行い、良好な市街地形成を進める必要があります。
- ★未武、花岡地区では、商業施設や住宅等の増加により市街地の環境が変貌しており、秩序あるコンパクトな市街地形成に向けた整備誘導の方策を検討する必要があります。
- ★令和元年度に、中部土地区画整理事業の完了に併せて、せせらぎ町等の住居表示を実施しました。今後も、未実施地区の住居表示実施を進める必要があります。



中部土地区画整理事業（市道大手線）

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|------------------------|-------|-------|--------------|------------------------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 市街地開発や住宅環境の整備施策に対する満足度 | 令和元年度 | 26.6% | 30.0% | まちづくり市民アンケート |
| 住居表示実施率 | 令和元年度 | 49.2% | 50.0% | 住居表示実施予定区域面積1,909.6haに対する実施率 |

施策の展開

(1) 市街化区域*、用途地域*の見直し

都市計画法や「下松市都市計画マスタープラン」に基づき、都市計画区域*、市街化区域*の範囲や、用途地域*の適切な見直しに努め、開発と保全の調和を図ります。

(2) 的確な規制・誘導方策の検討

人口動向や住宅等の開発動向に合わせ、良好な市街地が形成されるよう、地区の特性に見合う規制・誘導手法を検討するとともに、開発行為に対して適切な指導を行います。

(3) シンボルライン周辺の適正な市街化誘導

下松市のシンボルラインとして、にぎわい、文化、暮らしなどにおいて機能の集積誘導を促進するため、規制誘導策等の検討に努めます。

(4) 豊井地区まちづくり整備事業の推進

「豊井地区まちづくり整備計画」に沿って、安全で安心な市街地環境が形成されるよう、都市基盤整備等を推進します。

(5) 各地区の市街地環境整備

「立地適正化計画」により居住誘導区域を定める中で、各地区において生活拠点を形成すべき部分への必要機能の誘導等を検討します。

(6) 住居表示の推進

住居表示は、豊井地区ではまちづくり整備事業の進展に併せた実施を検討し、その他の市街地については実施に向けた検討を進めます。

主な事業

- ・都市計画基礎調査
- ・地域地区*の検討
- ・豊井地区まちづくり整備事業
- ・立地適正化計画の策定
- ・住居表示整備事業

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|----------------|-------------------|
| 下松市都市計画マスタープラン | 平成 23 年度～令和 12 年度 |
| 豊井地区まちづくり整備計画 | 令和 2 年度～ |

1 道路網の整備・管理

基本方針

広域的及び市内の道路ネットワークについて、安全性、快適性など質的な面も重視した整備・充実を進めます。長期的なネットワークのあり方を明確にする中で、効果的・効率的な整備と適正な維持管理を市民との協働も含めて推進します。

現況・課題

- ★道路網は、地域の生活や経済の活性化に不可欠な都市基盤であり、改良による機能向上と適切な維持管理により、災害に強く、安全で快適な環境づくりが求められます。
- ★広域的な幹線道路として、国道や県道の整備が進んでおり、県道下松新南陽線の拡幅事業が始まっていますが、引き続き、災害時の緊急輸送道路網の充実、沿岸部の高潮対策や代替道路の新設といった強靱化等が求められます。
- ★都市計画道路として体系的に位置付けている 29 路線のうち、令和元年度末の改良済延長*は 34.3km（整備率 55.0%）であり、概成済みを含めた整備率は 85.4%となっています。近年は、大海線の整備が進んでいます。
- ★身近な生活道路の役割を持つ市道については、引き続き地域の実情に応じた整備、管理が必要です。施設の老朽化が全国的な問題となっており、橋梁については「下松市橋梁長寿命化修繕計画*」に基づく補修、更新を進めています。また、住民の高齢化が進む中でも、除草、清掃等について地域の協力を得られるような支援等の継続、拡充が求められます。



市道青木線

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|------------------------|-----------|-------|--------------|-------------------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 都市計画道路整備率 (概成済みを含む) | 令和 元年度 | 85.4% | 88.0% | 都市計画決定延長 62.3km に対する整備率 |
| 補修済み橋梁数 | — | — | 7 橋 | 橋梁長寿命化修繕計画*に基づくもの |

施策の展開

(1) 国・県道の整備促進

県道下松新南陽線の拡幅や、緊急輸送道路である国道 188 号の災害防除及び代替機能を持つ道路（下松～光間）の整備、広域幹線道路網の一環を成す周南道路の整備検討等、国土強靱化に必要なインフラとして、国、県への要望を続けていきます。

(2) 主要市道の整備推進

大海線や豊井恋ヶ浜線をはじめとする主要な市道の計画的整備を推進します。

(3) 道路・橋梁の適切な維持・改良

あらゆる利用者が安全に通行できるよう、適切な市道の維持補修、改良事業等を推進します。また、適宜点検、調査及び計画策定を行い、効果的な施設の老朽化対策に努めます。

(4) 道路体系のあり方検討

都市計画道路は、優先度等を検討し、都市整備に効果的なネットワーク形成を目指すとともに、長期未着手路線の廃止を含めたさらなる計画の見直しを進めます。

また、観光や交流人口の増加につながる新規道路整備の可能性についても、研究します。

(5) 市民と進める道づくり

除草や清掃について自治会等市民の参画、協働による管理等、地域に根ざした道づくりを目指します。

主な事業

- ・ 国道整備促進
- ・ 県道整備促進
- ・ 主要市道の整備推進事業
- ・ 道路橋りょう改良事業
- ・ 道路パトロール
- ・ 施設点検調査
- ・ 道路空間のバリアフリー*化
- ・ 用具貸出、材料支給

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|----------------|-------------------|
| 下松市都市計画マスタープラン | 平成 23 年度～令和 12 年度 |
| 下松市橋梁長寿命化修繕計画* | 令和 2 年度～ |



県道下松新南陽線

2 都市防災

基本方針

異常気象等により増加する洪水や土砂災害、高潮、津波等の自然災害に対して、人命や財産の被害を防ぐ対策を国や県と連携し計画的に進めます。

現況・課題

- ★異常気象がもたらす集中豪雨等による河川氾濫が全国各地で頻発しており、治水対策は非常に重要な課題となっています。抜本的な河川改修事業の継続に加え、既存施設の機能を最大限活用する減災対策が求められます。
- ★平成23年3月に市内の土石流、急傾斜地崩壊、地すべり被害の恐れのある箇所が、土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域に指定されています。今後も監視を強化しつつ、状況に応じた対策を検討することが求められています。
- ★大地震時等に滑动崩落の可能性が高い大規模盛土造成地について、安全性の確保が求められています。
- ★高潮・津波による浸水が想定される区域について、引き続き改良等の対策が求められています。



切戸川（護岸改修）

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|-----------|-------|-------|--------------|---------------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 準用河川*整備延長 | 令和元年度 | 744 m | 1,104 m | 準用河川*未整備区間のうち整備計画延長 |

施策の展開

(1) 河川の改修整備・維持管理

切戸川等の県管理の2級河川*について改修を促進するとともに、宮本川等の準用河川*の計画的な改修を推進します。また、河川巡視に基づく浚渫や堰の操作等による適切な維持管理に努めます。

(2) 砂防・地すべり・急傾斜地対策の促進

国、県と一体となり、緊急性の高い箇所から優先的に土砂災害対策事業を促進します。

(3) 宅地耐震化の推進

大地震時等における大規模盛土造成地の滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、造成宅地の変動予測調査及び滑動崩落防止対策を推進します。

(4) 高潮・津波対策の促進

県による高潮、津波対策事業を促進します。

主な事業

- ・ 2級河川*の改修促進
- ・ 準用河川*の改修事業
- ・ 河川巡視及び浚渫
- ・ 砂防事業
- ・ 急傾斜地崩壊対策事業
- ・ 宅地耐震化推進事業
- ・ 高潮・津波対策事業



時宗地区急傾斜地

3 港湾機能の整備

基本方針

地域経済を支える重要な産業基盤である港湾について、その効果を最大限発揮できるよう必要な整備を進めるとともに、より一層の活用促進に努めます。

現況・課題

- ★県管理の徳山下松港は、地域経済を支える産業基盤として重要な役割を果たしています。平成 23 年に国際バルク戦略港湾*、平成 30 年に特定貨物輸入拠点港湾*に指定され、機能強化に向けた整備が着実に進められています。
- ★港湾の有効活用に向け、民間企業や県及び関係機関で設置した徳山下松港ポートセールス*推進協議会による、国内外のPR活動等を継続的に進める必要があります。
- ★施設の老朽化が全国的な問題となっており、港湾施設についても維持管理計画の策定や定期点検診断が法令等により義務化され、これらに基づく適正な管理が求められています。



特定貨物輸入拠点港湾 大水深栈橋工事

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和 7 年度 | 説明 |
|-------------|-------------|-----------------|-----------------|--------------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 下松港入港船舶総トン数 | 平成 30 年度 | 5,868,153 GT | 7,000,000 GT | 下松港に入港する船舶の総トン数の合計 |
| 海上貨物輸送量 | 平成 30 年度 | 7,415,000 t | 8,000,000 t | 下松港の海上貨物輸送量 |

施策の展開

(1) 港湾の整備

「徳山下松港港湾計画」及び国際バルクの育成プログラムに基づく整備について引き続き働きかけを行い、地域経済の活性化を図るため、産業基盤としての機能強化を促進します。

(2) 港湾の活用促進

港湾の産業利用を促進するポートセールス*の展開、港湾後背地の有効利用等を通じ、港湾環境の充実を図ります。

(3) 港湾施設の維持管理

護岸等の港湾施設について、維持管理計画や定期点検診断に基づく適正な維持管理を促進し、効果的な施設の老朽化対策に努めます。

主な事業

- ・ 港湾事業
- ・ 徳山下松港ポートセールス*
- ・ 港湾後背地等の整備促進
- ・ 維持管理計画、定期点検診断に基づく維持管理

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|----------------|-------------------|
| 下松市都市計画マスタープラン | 平成 23 年度～令和 12 年度 |



特定貨物輸入拠点港湾 計画地（将来図）

4 下水道の整備・管理

基本方針

衛生的で快適な生活環境、都市環境の実現に向け、汚水整備を概成させるとともに、雨水整備を重点化します。また、既存施設の適切な維持管理と、計画的かつ効率的な改築・更新を進めます。

現況・課題

- ★下水の適切な処理は、安全で快適な暮らしには欠かせないものであり、公共下水道や合併処理浄化槽による適切かつ計画的な対策の継続が必要です。
- ★公共下水道は、都市計画に基づき整備が進み、行政人口に対する普及率は令和元年度末で88.3%、計画区域内人口に対しては、94.7%と概成に近づきつつあります。
- ★令和元年度から10カ年の「下松市公共下水道事業経営戦略」に基づき、高橋地区を中心に汚水の整備を進めており、計画区域全域を事業認可区域とし、概成を目指しています。
- ★令和元年度に策定した「下松市公共下水道ストックマネジメント*計画」に基づき、下水道施設の計画的な改築、更新、適切な維持管理を進めることが重要です。特に、終末処理場は、老朽化に加え耐震性にも課題があるため、抜本的な再構築が必要です。
- ★下松駅周辺の地域は雨水と汚水の合流式下水道で整備され、大雨時の未処理下水が課題となっていました。処理場内に高速ろ過施設が設置され、効果を発揮しています。
- ★公共下水道計画区域外の区域については、「下松市一般廃棄物処理基本計画（生活排水編）」に基づき、合併処理浄化槽の普及促進を継続する必要があります。
- ★内水対策として、竹屋川第2ポンプ場及び4号幹線整備の完了により、末武地区の浸水が軽減される見込みです。豊井・恋ヶ浜地区の大谷川排水区についても、大谷川ポンプ場の新設及び雨水幹線整備を計画しています。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|-----------|-------|-------|--------------|-----------------------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 下水道人口普及率 | 令和元年度 | 88.3% | 90.9% | 下水道供用開始公示済人口 / 行政人口 |
| 汚水処理人口普及率 | 令和元年度 | 92.2% | 94.7% | 下水道処理人口及び合併処理浄化槽処理人口 / 行政人口 |
| 雨水対策整備率 | 令和元年度 | 45.5% | 48.0% | 雨水対策整備済区域面積 / 雨水対策整備対象面積 |

施策の展開

(1) 処理区域の拡大

「下松市公共下水道事業経営戦略」に基づき、計画区域内の汚水処理概成に向けて整備を進めるとともに、整備困難地区の解消を図ります。

(2) 都市開発関連計画との調整

住宅団地など各種市街地開発計画等に対し、排水計画の指導を行うなど、効率的な下水道整備を推進します。

(3) 下水道施設の維持管理

終末処理場やポンプ場、管路施設など下水道関連施設について、「下松市公共下水道ストックマネジメント*計画」に基づき、計画的に運営、改築や更新を進めるとともに、新技術の導入や広域的再構築の検討等、効率的で安全な維持管理に努めます。

(4) 水洗化の促進

トイレの水洗化を促進するとともに、下水道整備区域内の長期未接続者の調査と接続指導などにより、公共下水道基盤の有効活用を図ります。

(5) 浄化槽の普及促進

「下松市一般廃棄物処理基本計画（生活排水編）」に基づき、公共下水道事業認可区域外及び認可区域内の一部地域において、合併処理浄化槽の設置を促進します。

(6) 公共下水道事業（雨水）の推進

浸水対策に有効な雨水系公共下水道として、竹屋川排水区に加え、大谷川排水区の整備を行い、豊井・恋ヶ浜地区の浸水区域解消を図ります。また、内水ハザードマップ*を作成し、ハード・ソフトの両面から浸水対策に取り組みます。

主な事業

- ・管渠布設
- ・雨水幹線整備事業
- ・開発計画の指導
- ・内水ハザードマップ*作成
- ・改築更新
- ・浄化槽設置整備補助

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|-----------------------|---------------|
| 下松市公共下水道事業経営戦略 | 令和元年度～令和10年度 |
| 下松市公共下水道ストックマネジメント*計画 | 令和2年度～令和6年度 |
| 下松市都市計画マスタープラン | 平成23年度～令和12年度 |

5 上水道の整備・管理

基本方針

都市基盤、生活基盤として不可欠な上水道施設について、常に良質な水を安全かつ安定的に供給し続けられるよう、水源から浄水、配水までの各施設の適正な維持管理や更新などに努めます。

現況・課題

- ★上水道は、平成21年度に策定した「下松市水道事業基本計画」に基づき事業を進めてきましたが、社会情勢や経営環境の変化に対応し、将来にわたって安定した事業運営が継続可能となるように、中長期的な視点に立った経営戦略を策定し、経営の健全化と経営基盤の強化を図る必要があります。
- ★末武川水系温見ダム、末武川ダムを水源とし、予備水源として大海町水源があります。水道水の安定供給のため、浄水施設の適正な維持管理、配水管やポンプ所など配水施設の更新による耐震化等を計画的に進めていく必要があります。
- ★市街化区域*内における上水道未給水地区は解消しています。引き続き、市街化区域*外の未給水地区解消のための配水管及び施設の整備が必要です。
- ★米川地区の一部では簡易水道事業を運営しており、老朽配水管布設替えの結果、令和元年度末の有収率*は93.5%に向上しましたが、浄水施設の計画的な更新を実施し、地域の実情に沿った上水道基盤の確保の継続が必要です。
- ★水源・水質の保全のため、ダム湖水源流域での水源涵養林の適切な維持管理、市民の水環境保全への意識向上に向けた取組が必要です。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|----------|-------|-------|--------------|----------------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 配水施設耐震化率 | 令和元年度 | 65.3% | 100% | 耐震性のある配水池容量 / 全配水池容量 |
| 普及率 | 令和元年度 | 97.9% | 98.0% | 給水人口 / 行政区域内人口 |

施策の展開

(1) 配水管等の更新整備

「下松市水道事業経営戦略」に基づき、老朽配水管を計画的に適正口径による更新などを実施し、上水道配水環境の充実強化を図ります。

(2) 浄水施設の能力向上

水道水の安定供給を踏まえ、適切な浄水場施設能力が維持できるよう検討し、実践していきます。

(3) 上水道未給水地区への対応

未給水地区の解消を目指すとともに、開発等による生活環境や水事情の変化、水需要予測等に対応します。

(4) 簡易水道施設の維持管理

米川地区の簡易水道について、施設の老朽化に伴う補修、更新を計画的に行い、安定的な給水を図ります。

(5) 水源の保全対策

ダム上流域の水源涵養林の適正な維持管理を市民の協力のもと推進します。

(6) 施設の更新整備

浄水施設・配水施設の改修、耐震化を計画的に進め、安定供給を図ります。

(7) 災害時における飲料水確保

災害時においても市民の飲料水を確保できるよう、避難所施設に配備する仮設用給水タンクの整備などを計画的に進めていきます。

主な事業

- ・老朽配水管更新整備
- ・配水管一般改良整備
- ・配水管支障移転改良整備
- ・配水管拡張整備
- ・浄水場内の配水池増設整備
- ・未普及地区解消整備
- ・下谷浄水場整備
- ・御屋敷山浄水場施設耐震化
- ・市内各ポンプ所耐震化
- ・老朽施設改修整備
- ・機械・電気計装設備更新
- ・仮設用給水タンク整備

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|-------------|--------------|
| 下松市水道事業経営戦略 | 令和3年度～令和17年度 |

1 住宅環境の整備・向上

基本方針

市民が安全、快適な住環境のもとで市内に居住できるよう、市営住宅について計画的な管理や更新整備を進めるとともに、増加しつつある空き家について、その適切な対策を講じ、地域の居住環境の維持・向上に努めます。

現況・課題

- ★市営住宅は、令和2年度末で10団地53棟629戸あり、平成30年3月に改訂した「下松市営住宅長寿命化計画*」を基に建替え、改修等を行っています。
- ★耐用年数を経過した市営住宅は、用途廃止や建替えを計画的に進めており、令和元年度からは、旗岡市営住宅の建替えに着手しています。用途廃止後の市営住宅については、跡地利用の検討も必要です。
- ★民間住宅については、耐震診断や耐震改修補助等、安全に安心して生活するための支援も求められます。
- ★人口構造の変化等により空き家が増加しています。「下松市空家等対策計画」を定めており、周辺の生活環境に悪影響を与える「特定空家等*」の対策を実施しているほか、所有者に状況を伝える空家巡回サービスも行っています。空き家は、防火、防犯、景観等の環境阻害要因ともなるため、適切な対応策を講じていく必要があります。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|-----------|-------|-------|--------------|---------------------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 耐用年数内戸数 | 令和元年度 | 75.9% | 95.0% | 全管理戸数に占める耐用年数内戸数の割合 |
| 危険空き家除却戸数 | — | — | 30戸 | 令和2年度より実施。目標値は令和2年度～令和4年度 |

施策の展開

(1) 市営住宅の計画的更新整備

「下松市営住宅長寿命化計画*」に基づき、市営住宅の建替整備や用途廃止等を実施するとともに、計画的な改修や補修等による維持管理を行います。

(2) 市営住宅用途廃止後の対応

用途廃止後の市営住宅については、跡地利用の検討を行います。

(3) 空き家対策の推進

「下松市空き家等対策計画」に基づき、市内の特定空き家等*への対策を行うとともに、空き家巡回サービスの活用や所有者等への情報提供による空き家の適正管理について意識啓発を行います。また、危険空き家除却促進事業により危険空き家の解体に助成を行います。

主な事業

- ・市営住宅長寿命化*事業
- ・旗岡市営住宅建替事業
- ・土地利用動向調査
- ・木造住宅耐震化促進事業
- ・木造住宅耐震改修事業
- ・空き家等対策事業
- ・危険空き家除却促進事業

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---------------|------------------|
| 下松市営住宅長寿命化計画* | 平成 30 年度～令和 9 年度 |
| 旗岡市営住宅建替基本計画 | 令和元年度～令和 14 年度 |
| 下松市空き家等対策計画 | 令和 3 年度～令和 7 年度 |



旗岡市営住宅 A 号棟

2 公共交通の確保と施設の充実

基本方針

高齢化の進展等により事業者の経営環境が悪化している鉄道やバス等の公共交通は、事業者や行政、市民が協働して、利便性の向上や維持に向けた取組を実施することにより、将来にわたり持続可能な公共交通となるよう、検討・協議を重ね、施策を実施していきます。

現況・課題

- ★マイカー社会の浸透による鉄道やバス等の公共交通機関の利用者減少に伴い、運行本数の減少や運賃が割高になる等、利用者が気軽に利用しにくい状況となっていますが、超高齢社会を迎え、高齢者の運転免許返納に対応した公共交通手段等の確保の一環として、関係機関等と連携した公共交通機関を利用する取組を実施・検討しながら、社会全体で公共交通を維持していく必要があります。
- ★高齢化や人口減少は今後も進展することから、公共交通の維持確保と改善を検討するため、平成 28 年に下松市地域公共交通活性化協議会を発足し、平成 29 年には「下松市地域公共交通網形成計画」を策定して、バス路線や運行形態の変更、鉄道やタクシーなども含めた地域全体の持続可能な公共交通について協議しています。
- ★JR山陽本線の下松駅では、エレベーター設置等の利便性向上に努めており、JR岩徳線については、利用促進委員会を設立し、様々な事業の展開により、利便性の向上や利用の促進に努めています。今後も鉄道利用者減少への対策に継続して取り組むことが必要です。
- ★路線バスは、運転手不足等もあり、人口が減少し利用者が少ない郊外を中心に運行本数の減少や路線見直しが行われており、高齢者などの交通弱者への対応が喫緊の課題となっています。米川地区では令和元年 10 月より、路線バスに代わり市町村有償旅客運送によるコミュニティバス「米泉号」の運行を開始しており、その他の地域でも地域の実情に合った計画的な対策が求められています。
- ★駅や駅前広場、下松タウンセンター等の交通拠点施設における情報提供や交流の場等の多様な機能の充実を図るとともに、駐車場や駐輪場の確保・整備・利用者への各種啓発等に努めながら、公共交通のさらなる利用の促進や利便性を向上させる必要があります。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和 7 年度 | 説明 |
|---------------------|-------------|---------|----------------|---------------------------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 駅の 1 日平均乗車人員 | 平成 30 年度 | 2,682 人 | 2,840 人 | 下松、周防花岡、生野屋、周防久保各駅の 1 日平均乗車人員の計 |
| 1 便当たりのコミュニティバス利用者数 | 令和 元年度 | 1.4 人 | 1.5 人 | コミュニティバス 1 便当たりの平均乗車人数 |

施策の展開

(1) 公共交通ネットワークの維持・再編と利用促進

利用者の減少や高齢化の進展といった社会情勢に対応した公共交通体系づくりとその利用促進について、関係機関と協働して推進します。

(2) 利用者にやさしい公共交通の検討

高齢者や障害者を含むすべての市民が利用しやすい移動手段や移動支援策について、現行手段や支援制度の拡充・整理を行うとともに、新たな技術の活用を組み合わせる等の複合的な検討を行います。

(3) 鉄道利用・利便性の向上

JR山陽本線、岩徳線及び山陽新幹線の利便性を確保するため、事業者、利用者、その他関係機関と協力し、鉄道の利用促進及びさらなる利便性向上に向けた要望等を行います。

(4) バス利用・利便性の向上

事業者や公共交通会議（下松市地域公共交通活性化協議会）における協議により、必要な路線の維持のほか、運行ダイヤと接続の改善等の利便性向上等を促進します。また、市民の意見も踏まえて、「米泉号」の活性化と、地域の実情に沿った新たな公共交通システムの導入等を検討します。

(5) 駅・駅周辺での利便性向上と環境整備

市の玄関口及び公共交通結節点である駅及び駅周辺におけるにぎわいや交流を促進し、拠点機能の向上に努めます。また、駅や公共施設での駐車場・駐輪場の確保や維持管理とともに、民間による整備促進等を進め、利便性等の向上に努めます。

主な事業

- ・ 地域公共交通網形成計画推進事業
- ・ 地域公共交通確保維持改善事業
- ・ 生活バス路線維持対策事業
- ・ コミュニティバス運行事業
- ・ 交通系ICカード*導入事業
- ・ 鉄道事業者要望
- ・ JR岩徳線利用促進事業
- ・ 岩国錦帯橋空港利用促進事業
- ・ 高齢者バス利用助成
- ・ 福祉タクシー助成事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 下松駅北広場駐車場維持管理
- ・ 駐輪場維持管理

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|----------------|-------------------|
| 下松市都市計画マスタープラン | 平成 23 年度～令和 12 年度 |
| 下松市地域公共交通網形成計画 | 平成 29 年度～令和 3 年度 |

3 緑地保全・都市緑化

基本方針

みどりや水は下松市の重要な資源であり、これを最大限に保全するとともに、市民が有効に活用できるような環境整備に努めます。また、市民との協働により、身近なところでみどりを増やす活動を推進していきます。

現況・課題

★豊かなみどりや水の環境保全と活用を図るため、平成9年度に策定し、平成30年度に見直した「下松のみどりの基本計画」において、緑地や公園の配置、緑地の保全及び緑化の目標とそれらを推進するための施策を定めています。

★公園・緑地は「下松市都市計画マスタープラン」に体系的に位置付けており、同プランに基づく計画的・体系的な保全・整備が求められます。

★花壇や街路樹等の質の高いみどりを維持し、良好な都市景観を形成するために、市民や事業者と協働し、緑化意識の高揚を図る必要があります。



笠戸島（河津桜と菜の花）



下松スポーツ公園（コスモス）

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|---------------------|-------|-------|--------------|---------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 水や緑などの自然の豊かさに対する満足度 | 令和元年度 | 74.7% | 80.0% | まちづくり市民アンケート |
| 花壇登録団体数 | 令和元年度 | 108団体 | 110団体 | 花の苗を配付している団体数 |

施策の展開

(1) 計画的な森林環境の維持・保全

自然環境の保全に向け、地域の実情に応じた植林等の管理や活用のための整備を推進します。

(2) 市民に開かれた森づくり

米泉湖周辺や笠戸島等において、市民に開かれた森林整備を推進します。

(3) 効果的な森林の保全・活用

森林所有者の負担軽減事業を活用した森づくり、都市緑地法等による保全、森林ボランティア*等の市民参加による保全に努めます。

(4) 緑地の保全・充実

自然公園区域、市街化調整区域*の緑地の保全に努めます。また、市街地については、街路樹、公園及び緑地の整備、管理を行い、その他の公共施設の緑化を推進し、みどりの充実を図ります。

(5) 緑化活動の普及と啓発

市民団体との協働による花と緑に関するイベントの充実や、苗木の植樹等を通じ、緑化意識の醸成を図ります。

(6) 花いっぱいのもちづくり

みどりを育てる拠点として下松市緑化センターを活用し、花壇の登録制度や下松スポーツ公園の花の広場など花を身近に楽しめる空間の充実を図るとともに、市民参加による花いっぱいのもちづくりを推進します。

主な事業

- ・街路・公園・緑地の樹木等の適正管理
- ・花と緑の祭典
- ・緑の募金運動
- ・花壇コンクール
- ・しだれ桜・河津桜の植樹
- ・花苗の育成及び配布

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|----------------|-------------------|
| 下松市都市計画マスタープラン | 平成 23 年度～令和 12 年度 |
| 下松しみどりの基本計画 | 令和元年度～令和 20 年度 |
| 下松市森林整備計画 | 平成 29 年度～ |

4 公園の整備・管理

基本方針

身近な憩い・遊び・交流等の場である公園や緑地は、安全で快適に利用できるような整備と住民との協働も含めた維持管理に努めるとともに、利用の促進に努め、また、防災拠点となる公園はその機能の充実整備を計画的に進めます。

現況・課題

- ★都市公園は、地域住民の憩い、健康、防災等多様な機能と役割を持つ施設です。一部の公園は、施設が老朽化しており、令和2年度に策定した「下松市公園施設長寿命化計画*」に基づいた更新等が必要です。
- ★「下松市都市計画マスタープラン」や「下松しみどりの基本計画」において、体系的に公園や緑地を位置付けて整備に努めており、今後も計画的な整備が求められています。令和元年に、児童遊園等を都市公園に編入しており、都市施設*として維持管理するとともに、身近な遊び場、交流場所として有効に活用していくことが必要です。
- ★公園は、災害時の一時避難場所にもなることから、「下松市地域防災計画」に基づき、避難場所や避難路となる公園や緑地の防災機能の充実や、防災公園*としての整備が必要です。
- ★長期にわたり未整備のままとなっている都市計画公園については、地域の実情を踏まえて公園配置計画の見直しが必要です。
- ★地域住民による公園の管理等、身近で親しみのある公園環境づくりに取り組んでおり、公園利用率の向上に向けた、利用しやすい公園づくりが求められています。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|-------------------|-------|--------|--------------|------------------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 公園・緑地の整備施策に対する満足度 | 令和元年度 | 29.9% | 35.0% | まちづくり市民アンケート |
| 市民1人当たりの都市公園面積 | 令和元年度 | 9.4㎡/人 | 9.5㎡/人 | 都市計画区域*人口56,045人に対する面積 |

施策の展開

(1) 下松スポーツ公園の充実

下松スポーツ公園は、スポーツや健康、憩いの場等、多様なニーズへの対応のほか、市の中核的な防災公園*として、必要な機能の整備充実を図ります。

(2) 都市公園の整備と見直し

「下松市みどりの基本計画」に基づいて、公園が不足する地域における公園の整備、拡充を図ります。各地区の防災拠点となる公園については、機能の充実を図ります。また、長期未着手となっている公園の計画について見直しを進めます。

(3) 身近な憩いの場の充実

各地区の身近な公園等は、子どもの遊び場、子育て世代や高齢者の交流の場として、地元住民と協力しながら適切な管理に努めます。

(4) 公園の利用促進

公園・緑地が身近な地域コミュニティの拠点として活用されるよう、自治会や地域住民への働きかけ等を行います。

(5) 維持管理の充実

「下松市公園施設長寿命化計画*」に基づき、管理や計画的な改修を行うとともに、自治会等地元への管理の委託等、市民の参画・協働による管理を進め、地域に根ざした公園づくりを目指します。

主な事業

- ・公園等の適正な維持管理
- ・長期未着手公園計画の見直し
- ・下松スポーツ公園の整備
- ・公園等の整備
- ・公園管理の地元委託

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|----------------|-------------------|
| 下松市都市計画マスタープラン | 平成 23 年度～令和 12 年度 |
| 下松市みどりの基本計画 | 令和元年度～令和 20 年度 |
| 下松市公園施設長寿命化計画* | 令和3年度～令和 12 年度 |
| 下松市スポーツ推進計画 | 令和元年度～令和 5 年度 |

5 都市景観形成

基本方針

市と市民の財産である良好な都市景観を守り、育て、創造していくため、市民、事業者、行政の連携と協働による景観まちづくりを推進します。

現況・課題

- ★下松市は景観行政団体*として、ふるさと下松にふさわしい景観に配慮したまちづくりの実現を推進しています。
- ★良好な都市景観を形成するためには、個々の建築行為等において周囲のまちなみとの調和等に配慮することが大切です。
- ★公共施設の整備に際しても、周辺の景観と調和のとれた建物デザインや色彩等に配慮する必要があります。
- ★良好な景観まちづくりの指針となる「下松市景観計画*」を見直し、令和4年度からの新たな計画を策定することとしています。また、景観届出制度については、引き続き適切に運用するとともに時代に即した見直しを行い、事業者等の景観意識の向上を図ります。



下松駅南地区



元町西地区（無電柱化）

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|----------------------|-------|-------|--------------|--------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 良好なまちなみ景観の保全・形成の改善状況 | 令和元年度 | 23.3% | 25.0% | まちづくり市民アンケート |

施策の展開

(1) 良好な景観づくりへの行動

「下松市景観計画*」を見直すとともに、景観ガイドライン*を改定し、景観形成基準*に基づき各種届出の審査を行い、良好な景観づくりに努めます。また、所有者等の景観協定*による良好なまちなみの形成を推進します。

(2) 景観資源の保全・活用

市内の優れた景観資源をデータベース化することで、市民と情報共有し、保全や活用策を検討します。また、「下松市景観計画*」にある景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定や景観協定*、景観まちづくり重点地区等の指定については、必要性の検討を進めます。

(3) 景観に配慮した公共施設の整備

公共施設の整備等においては、周辺の景観との調和に配慮し、質の高い公共景観の形成を図ることで、良好なまちなみ形成を誘導する役割を果たします。

(4) 景観まちづくり体制の充実

「下松市景観計画*」に基づき、市民や事業者が主体となった景観まちづくり活動の支援に努めます。

(5) 景観まちづくりの意識向上

市広報や市ホームページ等を通じて市民や事業者の景観に対する意識の向上を図り、自主的な景観まちづくり活動を推進します。

主な事業

- ・景観計画*及び景観ガイドライン*の改定、周知
- ・景観協定*の相談・認可
- ・景観届審査、指導

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|----------------|-------------------|
| 下松市都市計画マスタープラン | 平成 23 年度～令和 12 年度 |
| 下松市景観計画* | 平成 24 年度～令和 3 年度 |

4 産業経済

〔政策〕

〔基本施策〕

1 農林水産業の振興

- 1 農業の振興
- 2 林業の振興
- 3 水産業の振興

2 商工業の振興

- 1 工業・物流業の振興
- 2 商業・サービス業の振興

3 創業支援と就労環境整備

- 1 創業支援と雇用対策
- 2 勤労者福祉の充実



1 農業の振興

基本方針

農業の担い手の確保を図りつつ、優良農地の保全、農業生産基盤の整備、農業経営の組織化・集団化、鳥獣対策等に努めるとともに、地域産品の生産・特産品化等による付加価値向上を図ります。また、地元産農産物の活用による地産地消*の拡大を進めます。

現況・課題

- ★周南地域農業再生協議会が策定した「水田収益力強化ビジョン」などを活用し、生産性の向上や流通、担い手づくり、地産地消*などの取組を進める必要があります。
- ★農家数や経営耕地面積は減少を続け、農業者の高齢化や後継者の不在が大きな課題となっているため、営農条件の良い優良農地の保全や農道等農業生産基盤を整備し、農地の貸出意向把握や営農に関する組織化の促進、機械の共同利用をはじめ、担い手の確保や育成、支援を行う必要があります。
- ★「JA山口県」に統合した組織力を活かした研修会の実施、直売所における安全安心な農産物提供のほか、各農家による朝市、インターネット販売など多様な流通・販売形態を通じた販路拡大が見られます。
- ★「来巻のにんにく」や「笠戸島のレモン」、「米川のゆず」などの地域団体による栽培が進んでいます。これら農産物を加工した特産品の開発、知名度の向上への努力が必要とされます。併せて、農業の担い手が栽培する農産物についても特産品開発の支援が必要です。
- ★下松市農業公園は、農業体験を通じて土に親しみ、農業の持つ多様な機能や役割、農業の大切さを学ぶ場、食育活動や自然体験の拠点としての役割を果たしています。
- ★農村地域の過疎化等による荒廃農地の増加により、鳥獣の生息域の拡大や個体数が増加し、農林業に深刻な影響を与えており、近年は市街地への出没も見られます。「下松市鳥獣被害防止計画」に基づき、防除と捕獲による被害防止対策を講じ、農林業経営の安定化、生活環境被害防止を図る必要があります。
- ★水路や農道等の農業用施設については、適切な維持管理が必要です。また、農業用ため池についても、利用状況に応じ、災害防止の観点からの整備が求められます。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|---------------------|-------|------|--------------|------------------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 認定農業者*数 | 令和2年度 | 9人 | 10人 | 農業経営の改善を計画的に進めようとする者の数 |
| 整備が必要な防災重点農業用ため池*の数 | 令和2年度 | 14箇所 | 7箇所 | 改修または廃止により減少 |

施策の展開

(1) 農業振興計画の見直しと推進

「下松農業振興地域整備計画」の見直しを行うとともに、「水田収益力強化ビジョン」等に沿った総合的な農業振興を進める中で、特に優良農地の保全に努めます。

(2) 農業の担い手育成と経営規模の拡大促進

新規就農者をはじめ、兼業農家を含めた多様な人材の確保・育成を促進し、農地の流動化、担い手への集積を図るとともに、農業経営の規模拡大や農地の効率的利用を図ります。

(3) 組織化・集団化の促進

農機具の共同利用、集落営農の組織化・集団化、農作業の受委託促進による営農体制の強化を図ります。

(4) 特産品や新規製品の充実

地域団体によるにんにく、レモン、ゆずなど特徴ある地域産品の特産品化に向けて、加工などによる高付加価値化や販路拡大を図るほか、農業の担い手による特産品開発や6次産業化*についての支援を行っていきます。

(5) ふれあい型農業・地産地消*の拡大

農業公園での体験や学びを通じて、ふれあいと親しみのある地域農業の振興を図ります。また、学校給食での地元農産物の活用や食育活動を通じ、地産地消*の拡大に努めます。

(6) 鳥獣対策

鳥獣被害を防止するため、防除柵設置の支援や下松市鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動を推進します。

(7) 農業用施設の整備と維持管理

水路や農道等の農業用施設の適切な維持管理に努めます。また、防災重点農業用ため池*については、災害防止の観点から必要な整備を行っていきます。

主な事業

- ・担い手の確保、育成、支援
- ・集落営農の組織化支援
- ・農地の利用促進
- ・人・農地プランの実質化
- ・農業公園維持管理
- ・地域米の消費拡大や学校給食における地元農産物の積極的な活用
- ・鳥獣防除補助、捕獲
- ・農道・水路整備、ため池改修
- ・防災重点農業用ため池*整備事業

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|--------------|-------------|
| 下松農業振興地域整備計画 | 平成18年度～ |
| 下松市鳥獣被害防止計画 | 令和2年度～令和4年度 |

2 林業の振興

基本方針

林業は、産業規模は小さいものの森林の価値は高く、環境保全の意味でも着実な施業や管理、基盤整備や特用林産物*も含めた生産振興に努め、また、そのための担い手の育成を図ります。

現況・課題

- ★市内の林野面積は、ほぼ横ばいで推移していますが、林業の産業としての規模は小さく、担い手の確保が困難となっています。
- ★林業研究会による間伐、枝打ちなどの現地研修会を継続的に実施し、森林環境の維持に努めています。市有林では、引き続き計画的施業により、公共建築用材に使用するなどの林業生産活動の推進が望まれます。
- ★林業生産基盤として重要な林道は、「下松市森林整備計画」に基づき整備を進めていますが、市有林におけるさらなる計画的な林道、作業道の整備が求められます。
- ★シイタケ、マイタケ、木炭、竹炭等の特用林産物*の生産を支援することや、間伐材の有効利用の方向を見出すことが必要です。
- ★森林の保全管理は、国土保全や災害防止の観点からも重要な課題であり、森林環境譲与税*を用いた森林経営管理事業や、やまぐち森林づくり県民税*を活用して、適切な整備に努める必要があります。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|-----------|-----------|-------|--------------|-------------------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 林道等整備率 | 令和 元年度 | 60.0% | 65.0% | 林道、作業道 30km に対する割合 |
| 市有林の間伐面積 | 令和 元年度 | 3ha | 15ha | 市有林の人工林 1,470ha 中に対する面積 |
| 森林体験学習の回数 | 令和 元年度 | 3回 | 3回 | |

施策の展開

(1) 林業の担い手育成

下松市林業研究会への支援等を通じ、担い手の育成・確保、経営意欲と技術の向上、森林ボランティア*の活用などを進めます。

(2) 森林の適切な経営や管理と林業活動の支援

周南森林組合による森林整備事業を支援するとともに、森林の保全に向け、森林経営管理制度の運用等により、林業の振興と森林管理の両立を図ります。

(3) 市有林の計画的な施業と保全

市有林では、適切な施業方法による良質な木材生産、そのための間伐、枝打ち、下刈り等を計画的に行います。笠戸高山生活環境保全林等の森林環境保全林や学校林では、適切な保全と整備を進めます。

(4) 特用林産物*の振興

シイタケ、マイタケ、木炭、竹炭等の特用林産物*の生産支援により、山林の特性を生かした付加価値の創出を目指すとともに、これらに係る体験学習等を通じ、森林の重要性を啓発していきます。

(5) 林業生産基盤の整備

林業生産基盤として、林道、作業道の整備、市有林・民有林の森林整備や維持管理を計画的に進めます。

主な事業

- ・森林環境譲与税*を活用した森林経営管理
- ・やまぐち森林づくり県民税*を活用した整備
- ・森林学習
- ・椎茸駒うち体験
- ・ミニ門松づくり体験

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|-----------|-----------|
| 下松市森林整備計画 | 平成 29 年度～ |

3 水産業の振興

基本方針

下松市を特徴づける産業である水産業は、機能を拡充した下松市栽培漁業センターを最大限活用して、種苗生産、中間育成、養殖、放流等を計画的に推進するとともに、水産物の付加価値向上や水産業の担い手育成に取り組んでいきます。

現況・課題

- ★下松市の漁業経営体は小規模なものが中心で、漁業者の高齢化により減少が進み、新規就業者の確保が大きな課題となっています。
- ★令和2年度に新施設が稼働した下松市栽培漁業センターでは、種苗生産から中間育成、放流、養殖等の機能が強化され、漁獲の安定的増大に寄与しています。加えて、漁業者から要望があった、アイナメ、ウマヅラハギの新魚種開発や水産業の啓発等への展開を図ることとしています。
- ★漁場となる笠戸島周辺への海域に継続して稚魚の放流を行い、併せて漁礁を設置し、水産資源の確保に努めています。
- ★山口県漁協等の関連団体や市内の活動団体との連携により、市内の学校において、魚食普及や漁業振興に向けた多様な取組を進めています。
- ★「笠戸ひらめ」や「笠戸のとらふぐ」などを通して、地域ブランド化に向け事業展開していきます。
- ★海岸漂着物等地域対策推進事業の活用等により、漁業生産環境保全意識の高揚を図っています。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|------------|--------|-------|--------------|------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 漁獲量 | 平成30年度 | 178t | 183t | 海面漁業生産統計調査 |
| 漁業経営体数（個人） | 令和元年度 | 27経営体 | 27経営体 | |

施策の展開

(1) 沿岸の漁場の整備・保全

タコやキジハタなどの資源確保のため、たこつぼ産卵施設や魚礁設置などによる漁場造成を継続するとともに、整備魚礁の効果把握や実態調査等を推進します。

(2) 栽培漁業センターの維持と養殖技術の拡充

下松市栽培漁業センターでは、種苗生産、中間育成及び養殖事業によるつくり育てる漁業を推進するとともに、栽培魚種の拡大、生産経費の削減、技術改良、市場開拓と年間を通じた安定供給に取り組みます。

(3) 放流事業の展開

同じ海域である周南市と協調し、放流計画を維持しつつ、漁業資源の拡大のための事業を展開します。

(4) 生産組織や漁業者の体制安定強化

漁業生産組織の経営基盤の強化を支援し、経営安定化を促進するとともに、新規就業の促進など漁業人材の確保・育成を図ります。

(5) 水産物流通体制の強化

山口県漁協と連携し、水産物流通体制の強化を促進します。

(6) 地産地消*と魚食普及の推進

魚食普及に向けて、関連民間団体への支援や、学校給食での地元水産物活用、食育活動等を進めます。

(7) 水産物の付加価値の向上

水産物の付加価値を高めるため、笠戸ひらめ等を使用した水産加工品の開発や山口県漁協等と連携し、笠戸産水産物の地域ブランド化に取り組みます。

(8) 漁場環境の保全

海底清掃や海浜干潟清掃の計画的実施などにより、漁場環境の保全を推進します。

主な事業

- ・タコの産卵施設設置
- ・キジハタの漁場整備
- ・海浜清掃
- ・種苗放流の増大
- ・漁業近代化資金等利子補給
- ・新規就業者定着支援
- ・魚食普及
- ・学校給食における地元水産物の積極的な活用
- ・特産品開発グループ支援



栽培漁業センター第3生物飼育棟

1 工業・物流業の振興

基本方針

「ものづくりのまち下松」の基幹産業である工業の一層の振興に向け、新規企業立地への努力とともに、既存事業所、特に中小企業の活性化を支援し、企業間交流や連携等により新たな付加価値の創出も促進します。

現況・課題

- ★下松市における工業は、「ものづくりのまち」の基幹産業としての役割を果たしています。鉄道車両や船舶等の輸送関係から鉄鋼、半導体製造に係るハイテク産業まで幅広い産業が集積しており、独自の技術で注目を集める企業もあります。
- ★工業・物流団地を有する周南工流センター及び下松地場産業団地には、市内外から物流・製造業の事業所が立地しています。
- ★中小企業等の活性化のため、下松商工会議所等と連携して、経営の高度化、安定化、創業、事業承継への支援等を行っており、それらの継続と促進が必要です。
- ★周南地域地場産業振興センターは、企業情報の収集、提供のほか、新技術・新製品開発支援のための研究や人材養成、企業間の人的交流、情報交換にも活用されています。引き続き、産学官の連携による産業の高度化、集積を促進する必要があります。
- ★地域の活力を維持していくためには「しごと」の創生が必要であり、創業支援や企業誘致を積極的に行い、多様な業種の立地を目指していますが、新規立地のための土地に限りがあるため、民間所有の遊休地等を有効活用し、企業立地用地を確保する必要があります。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|-----------------------|-------|---------|--------------|--------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 工場等誘致奨励制度を活用して誘致した企業数 | 令和元年度 | 1社 | 1社 | |
| 新規立地又は事業所等を拡大した企業数 | 令和元年度 | 1社 | 1社 | |
| 製造品出荷額 | 令和元年度 | 3,280億円 | 3,300億円 | 工業統計調査 |

施策の展開

(1) 新規企業立地の促進

優良企業の誘致や既存事業所の拡張に向けて、遊休地の掘り起こしや民間事業者による開発の促進等により、用地の確保を図るとともに、進出等の意欲を高めるため、奨励制度等の整備を図り、業種の幅を広げられるような誘致活動を県の企業立地施策と連携し、展開します。

(2) 企業間・業種間の交流促進

企業間の連携・交流により新しい価値の創造を図るため、県や関係機関等と連携し、異業種交流や大手企業を交えた協議会等の活動を支援します。また、他都市との連携による産業の活性化等についても検討します。

(3) 新技術・新商品開発や産学連携の促進

周南地域地場産業振興センターの持つノウハウや機能を最大限に活用し、各種制度の充実や、国・県等の助成制度の活用、産学連携、新たな資金調達方法の活用等を検討し、新技術・新商品の開発を促進し、商工業振興を図ります。

(4) 中小企業の経営高度化・安定化支援

下松商工会議所との連携を深め、中小企業の経営高度化・安定化、経営基盤強化を支援します。また、経営指導や各種事業資金制度融資等の支援を推進します。

(5) ものづくりのまちの積極的周知

市内外に向け、「ものづくりのまち下松」を様々な方法でアピールし、企業や人材の集積につなげます。

(6) 物流業の振興

物流関係企業の商工業との一体となった振興や誘致のため、関連情報の提供や、事業所用地の確保に努めます。

主な事業

- ・ 企業誘致活動事業
- ・ 工場等誘致奨励制度
- ・ 工場用地等情報提供事業
- ・ 企業訪問
- ・ 企業ヒアリング
- ・ 企業ガイドブック
- ・ ものづくりアーカイブズ作成事業
- ・ 周南地域地場産業振興センターの活動支援
- ・ コンビナート連携事業
- ・ 周南地域地場産業振興センター中小企業総合支援事業
- ・ 産業技術振興表彰制度
- ・ 中小企業制度融資
- ・ 中小企業相談所
- ・ 小規模事業者経営改善資金利子補給
- ・ 中小企業育成研究会特別講演会
- ・ 地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除制度

2 商業・サービス業の振興

基本方針

主に大規模小売店舗の立地集積により商業都市の様相を深めてきた下松市ですが、望ましい都市構造の形成や地区間の立地バランス等を考慮し、健全な商業活動が営めるよう誘導するとともに、中小企業者を支援し活性化へ導きます。

現況・課題

- ★下松タウンセンターの整備を契機として商業施設の立地が進み、下松市は県内有数の商業都市となり、大規模小売店舗の店舗面積割合の大きさが特徴となっています。下松タウンセンターの核店舗は「ゆめタウン下松」となりましたが、市内の商業環境への市民の満足度は総じて高い状況です。
- ★下松駅南地区では、市街地再開発事業や都市活力再生拠点整備事業（リジューム計画）により基盤整備は完了していますが、商店数の減少により、商業集積地としての性格は薄いものになっています。
- ★未武地区や花岡地区で商業施設が増加する一方、下松地区等では減少するなど、立地分布に偏りが生じている部分もあります。
- ★社会経済状況や商業環境の変化などに柔軟に対応するため、感染症防止対策や新しい事業転換等に取り組む事業者を、下松商工会議所をはじめとする関係機関と連携し、支援する必要があります。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|-------|------------|-------------|--------------|-------------------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 商品販売額 | 平成 28年度 | 1,895 億円 | 1,900 億円 | 年間商品販売額 (経済センサス活動調査) |

施策の展開

(1) 下松駅周辺の商業活性化

商店街や地域住民が取り組む、まちの活性化活動を支援し、住みよい街の形成を目指します。

(2) 経営改善への支援

商業事業者に対し、小規模企業振興基本法に基づく施策展開等により、下松商工会議所等関係機関と連携し、各種制度融資、顧客管理等の効率化、経営近代化の指導・支援等のソフト事業を展開します。

(3) 組織力の強化と組織活動の展開

商店街組織の活動促進や組織的活動等商業者の振興活動に対する支援を行います。

(4) 下松タウンセンターの活性化

核店舗の「ゆめタウン下松」と地域の商店で構成する「星プラザ」が連携して誘客に取り組み、市内商業の中心としての機能を充実するため、下松タウンセンターの活性化を支援します。

(5) 大規模小売店舗の良好な環境維持

市内商業の核のひとつである下松タウンセンターの活性化に努めるとともに、関連法制度の適切な運用等により、大規模商業施設の適切な立地誘導を図り、良好な生活環境及び商業環境の形成を促進します。

(6) サービス業の振興

多様なサービス業の振興と商業や観光産業との連携に向けた取組を支援します。

主な事業

- ・ 中小企業制度融資
- ・ 中小企業相談所
- ・ 下松タウンセンターの活性化



下松タウンセンター



星プラザ

1 創業支援と雇用対策

基本方針

変動する経済情勢のもとでも、雇用・人材を確保し、産業の継続的発展や新規展開を進められるよう、雇用対策を強化するとともに、新規創業や女性・高齢者等の雇用拡大についても積極的な支援を講じていきます。

現況・課題

- ★世界的な感染症の拡大や気候変動等の影響により、地域経済や雇用情勢への影響が懸念されており、今後の景気や雇用の動向を注視する必要があります。
- ★雇用情勢の変動を見極め、産業振興を通じた雇用の創出、関係機関と連携した雇用情報の提供や職業訓練など、雇用促進への支援策強化が必要です。
- ★人口や地域活力の維持のため、子育てや介護との両立などのニーズに対応するため、「働き方改革」を推進し、多様な働き方を選択できる社会を目指す必要があります。
- ★様々な事業意欲を実現化し、地域産業の力としていくための創業がしやすい環境を整える必要もあります。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|-------------|-----------|------|--------------|-----------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 創業件数 | 令和 元年度 | 4件 | 5件 | 創業支援等事業を利用した創業数 |
| 開業支援資金の活用件数 | 令和 元年度 | 4件 | 5件 | 市制度融資を利用した件数 |
| 求人倍率 | 令和 元年度 | 1.37 | 1.50 | ハローワーク集計の年間求人倍率 |

施策の展開

(1) 雇用情報の収集と雇用対策

県や下松公共職業安定所との連携により、各職業相談窓口を通じて雇用情報、求人情報の収集、提供、各種施策のPR等を的確に進め、求人と求職のマッチングに努めます。

(2) 職業訓練等の支援

県や下松公共職業安定所との連携により、県立高等産業技術学校などによる求職者や在職者に対する職業訓練への利用促進を図ります。

(3) 多様な創業・就業の支援

関係機関との連携及び広域的な連携により、総合的な創業支援体制の充実を図るとともに、既存企業の事業承継への支援を進め、市内事業所の生産活動の存続を図ります。

(4) 女性や高齢者等の雇用促進

国や県の施策とも連携しつつ、女性や高齢者、障害者等の雇用を促進し、労働力としての有効活用につなげます。

主な事業

- ・ 求人情報の掲示
- ・ 若者サポートステーション*事業負担金
- ・ ジョブ・カード制度*の周知
- ・ 職業訓練情報の周知
- ・ 創業支援等事業
- ・ 中小企業制度融資
- ・ シルバー人材センター事業

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|--------------|------------------|
| 下松市創業支援等事業計画 | 平成 27 年度～令和 5 年度 |

2 勤労者福祉の充実

基本方針

市内産業の担い手である勤労者が、安全かつ意欲的に従事し、生活できるよう、勤労者福祉や職場の安全対策を進めるほか、社会経済環境の変化に対応した働き方改革を促進します。

現況・課題

- ★勤労者の福祉の充実と勤労意欲向上を目的として設置された下松市勤労者総合福祉センターは、市内の勤労者や地域住民に文化・スポーツの活動の場として親しまれていますが、施設の老朽化が目立ってきており、適正な維持管理が必要です。
- ★職場の安全衛生対策は、国や県の施策情報の提供やPRにより効果を上げていますが、労働災害の防止、労働衛生環境の向上のため、その継続が必要です。
- ★子育てや介護との両立などのニーズに対応し、人口や地域活力の維持にもつなげるため、「働き方改革」を推進し、多様な働き方を選択できる社会を目指す必要があります。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|------------------|-------|---------|--------------|--------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 勤労者総合福祉センター利用者数 | 令和元年度 | 40,995人 | 45,000人 | 年間利用者数 |
| 下松市シルバー人材センター会員数 | 令和元年度 | 480人 | 500人 | 年度末会員数 |

施策の展開

(1) 勤労者総合福祉センターの有効活用

下松市勤労者総合福祉センターの施設の維持管理を行いつつ、その効果的運営、勤労者向けの各種講座や福利厚生事業等の利用を促進します。

(2) 職場の安全衛生対策の強化促進

安全週間や労働衛生週間の行事のほか、関係団体による講習や研修等の活用により、労働安全や衛生面への意識啓発、情報提供を進めます。

(3) 働き方改革の推進

国や県と連携し、テレワーク*なども含め、多様な働き方の導入への情報提供や働きかけ等を行うとともに、企業側にも企業活動と働き方改革の両立を実現できるよう、生産性向上等に関する新たな施策の情報提供等を行っていきます。

また、「サテライトオフィス*」や「ワーケーション*」等への取組に対応するため、受け皿としての事業展開を進める事業者への支援を進めます。

主な事業

- ・ 勤労者総合福祉センター管理運営
- ・ 労働安全衛生週間の周知
- ・ 労働セミナーの周知
- ・ 中小企業勤労福祉協議会の活動支援

5 教育文化

〔政策〕

〔基本施策〕

1 学校教育の充実

- 1 小・中学校教育環境の充実
- 2 小・中学校教育の推進

2 社会教育の充実

- 1 青少年の健全育成
- 2 生涯学習環境の充実
- 3 生涯学習の推進

3 文化振興と文化財保護

- 1 文化活動の振興
- 2 歴史・伝統の保護と活用



1 小・中学校教育環境の充実

基本方針

小・中学校については、計画的な改修等により施設の長寿命化*を図るとともに、学習環境の向上に努めます。また、Society5.0*時代を生きる子供たちの学びに即した教育機器・備品の整備や学校図書の実、さらには食育活動の場としての学校給食の充実を図ります。

現況・課題

- ★学校施設については、計画的な大規模改造・長寿命化*改修や老朽箇所の改修を行うほか、時代の要請に即した学習環境の改善を図る必要があります。また、児童生徒数が増加している学校においては、増改築等の検討が必要です。
- ★小学校4校に借地（花岡小 5,588㎡、公集小 5,103㎡、下松小 3,905㎡、久保小 1,827㎡）があり、その解消を図る必要があります。
- ★個別最適化された学びを実現するため、児童生徒1人1台端末に対応したICT*環境の整備が必要です。
- ★学校図書館は、国が定める標準蔵書数をもとに計画的な蔵書の充実を図っています。図書館と連携し、読書活動推進のための取組の一層の充実が必要です。
- ★小・中学校の両給食センターでは、学校給食衛生管理基準を遵守し、安全安心で美味しい給食を提供しています。
- ★正しい食習慣の習得と健やかな発達のため、栄養教諭を中心とした食育に関する指導を進めています。また、地産地消*の拡大のため「まるごと！下松給食の日」を実施するなど、「下松市立小、中学校の給食における地産地消推進協議会」による地元食材の活用等を進めています。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|----------------|-------|-------|--------------|---------------------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 小・中学校トイレ洋式化率 | 令和2年度 | 69.5% | 90.0% | 小・中学校のトイレにおける洋式便器の設置割合 |
| 小・中学校特別教室空調設置率 | 令和2年度 | 48.2% | 100% | 空調を設置した特別教室（音楽室・理科室など）の割合 |
| 地場産食材使用割合 | 令和元年度 | 76.3% | 78.0% | 各学期ごと1週間で使用した県産食材の割合 |

施策の展開

(1) 学校施設の整備充実

「下松市学校施設長寿命化計画*」に基づき、大規模改造及び長寿命化*改修を行うとともに、トイレの洋式化、照明のLED化、特別教室の空調設置など、学習環境の整備に努めます。

(2) 児童生徒数増加への対応

児童生徒数が増加している学校については、増改築等の対応を進めます。

(3) 教育機器等の充実

学習指導要領に沿った教育機器・教育備品の整備を計画的に推進します。特に、GIGAスクール構想*に基づき整備したICT*環境を効果的に活用できるよう、機器や教材・学習支援ツールの整備を進めます。

(4) 学校図書館の充実

「下松市学校図書館図書整備計画」に基づく蔵書の充実、適切な蔵書管理等を計画的に進め、教育活動への有効活用を図ります。

(5) 学校給食の充実

安全安心で美味しい学校給食を提供できるよう、小・中学校の両給食センターの運営と施設の改修による長寿命化*に努めます。また、食育と地産地消*の観点から、地元食材の活用を進めます。

主な事業

- ・ 学校施設の長寿命化*
- ・ 学習環境の整備充実
- ・ 増改築の計画的検討
- ・ 学校用地の確保
- ・ 学校備品の計画的配備
- ・ ICT*機器の整備
- ・ デジタル教科書*等の配備
- ・ 教材備品の配備
- ・ 学校図書館の蔵書の計画的配備
- ・ 小・中学校給食センター運営
- ・ 食育の推進
- ・ 地産地消*の推進

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|-----------------|--------------|
| 下松市学校施設長寿命化計画* | 令和2年度～令和31年度 |
| 下松市学校ICT*環境整備計画 | 令和元年度～令和5年度 |
| 下松市学校図書館図書整備計画 | 令和3年度～令和7年度 |

2 小・中学校教育の推進

基本方針

長年積み上げてきた「下松教育」の実績の上に立って、さらに学力と個性、心と体の健全な育成に向けた学校教育活動を推進するとともに、家庭・地域との連携を一層強化し、安全安心に配慮しつつ、質の高い学校運営体制の整備に努めます。

現況・課題

- ★「ふるさとに誇りをもち、たくましく未来を切り拓く、心豊かな児童生徒」の育成に向け、学校と家庭・地域が連携・協働して児童生徒の成長を支えるコミュニティ・スクール*の充実に努め、地域とともにある信頼される学校づくりを目指しています。
- ★「下松教育の指針」に基づいた教育活動により、下松市教育研究所をはじめ、各小中学校の学力向上担当教員を中心とした組織的な研究や、「キラリくだまつ授業づくり」を活用した授業改善により、学力向上に努めています。
- ★ICT*を活用した教育活動の充実に図るため、教員のICT*活用能力の向上に資する研修を計画的に実施することが必要です。
- ★特別支援教育として、障害のある児童生徒一人一人の障害の特性や教育的ニーズに応じた相談・支援体制の充実に図るとともに、関係機関と連携し、自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援しています。
- ★国際交流教育として、国際理解や語学力の向上のため、外国語指導助手（ALT）を配置しており、広い視野を持った次世代育成等に努めています。
- ★いじめや不登校などに対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、相談・支援体制の充実に図っています。また、下松市セミナーハウスに、学校へ行きにくい児童生徒が元気に登校できるように支援する教室である「希望の星ラウンジ*」を開設しています。
- ★学校事務の共同実施により、事務処理体制の整備や学校事務の効率化・平準化・適正化を図り、教員が教育活動に専念できる事務処理等の体制づくりに努めています。
- ★教職員のキャリアステージに応じた人材育成に計画的・継続的に取り組むとともに、学校支援人材の配置を充実させ、教職員の働き方改革を推進することが必要です。
- ★経済的な理由で学校の給食費など、就学に必要な経費の負担が困難な保護者に対する就学援助費交付事業や進学のための奨学金制度は、継続的な実施が必要です。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 | |
|-------------------------------------|-------|-----|--------------|----------------|---------------------------|
| | 年度等 | 数値 | | | |
| 地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合 | 令和元年度 | 小学校 | 57.0% | 60%以上 | 全国学力・学習状況調査 |
| | | 中学校 | 37.0% | 70%以上 | |
| 自分はずすんで気持ちのよいあいさつができていると思う児童生徒の割合 | 令和元年度 | 小学校 | 83.6% | 小・中学校 85%以上 | 「心豊かな子どもを育てる推進事業」に係るアンケート |
| | | 中学校 | 79.9% | | |

施策の展開

(1) 地域とともにある信頼される学校づくりの推進

保護者や地域の人々の学校運営への参画を促すなど、コミュニティ・スクール*の充実に努め、学校と家庭・地域が連携・協働して児童生徒の成長を支えます。また、地域の特色を生かしたふるさと教育を推進するとともに、交通安全・防犯・自然災害・感染症等に対応した安全安心な学校づくりに努めます。

(2) 確かな学力と個性を育む教育の充実

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、自ら学び、考え、判断する力の育成に努めるとともに、個性や創造性を伸ばし、学ぶ力を育てる学習活動を推進します。また、ICT*の活用など、社会や時代の新たな要請に対応する教育の充実を図るとともに、特別支援教育の充実にも取り組みます。

(3) 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

生命を大切に、人権を尊重する心など「生きる力」の核となる豊かな人間性を培うとともに、生涯にわたって自己実現を図れるような資質能力や態度を育成します。また、体力の向上と健康の保持増進を図る健康教育を推進します。

(4) 組織的・機動的な学校づくりの推進

学校の総合力の向上に向けた組織的な学校運営の実現と危機管理体制の充実を図るため、教職員の人材育成に努めるとともに、学校業務の見直しや部活動の適切な運営等、働き方改革を推進し、教職員がそれぞれの役割に応じて学校運営に参画する校内体制の整備と強化に努めます。

(5) 就学の援助

経済的な理由で学校の給食費など、就学に必要な経費の負担が困難な保護者に対する就学援助費交付事業を継続します。また、高等学校や大学等への就学支援として、奨学金制度を実施します。

主な事業

- ・コミュニティ・スクール*推進
- ・CSコーディネーター*の配置
- ・地域連携推進教育指導員の配置
- ・学校評価の活用による学校運営の改善
- ・通学路安全プログラム*の実施
- ・学校ガードボランティア*の活用促進
- ・幼保小中連携教育の充実
- ・学習指導実践研究推進
- ・学力向上プランの改善充実
- ・特別支援教育教員補助員の配置
- ・ICT*教育推進
- ・小・中学校ALT派遣
- ・道徳教育実践研究推進
- ・心豊かな子供を育てる推進事業
- ・あいさつ運動の全市的展開
- ・希望の星ラウンジ*の活用
- ・ふれあいラウンジ*や心の教室相談員の活用
- ・スクールソーシャルワーカーの派遣
- ・学校保健会による研修の充実
- ・人材育成総合推進事業
- ・教育研究所の機能強化
- ・教育研究所教育指導員の配置
- ・学校支援人材の配置
- ・学校事務の共同実施の充実
- ・就学援助費交付
- ・奨学金制度

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---------|------|
| 下松教育の指針 | 毎年度 |

1 青少年の健全育成

基本方針

健全な青少年の育成を地域ぐるみで行うため、学校・家庭・地域の連携を強化した各種の取組や団体活動の支援、図書館活動や情報提供、相談活動等を通して、学びの場の創出や居場所づくり等、健全育成への実践を続けていきます。

現況・課題

- ★青少年を取り巻く社会環境の変化を踏まえながら、諸問題の解決のため、学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみで子どもを育てる体制づくり、環境づくりが重要になっています。
- ★全小学校区に「放課後子ども教室」が開設されており、今後、地域の参画による運営を進めていく必要があります。
- ★地域が子育てを大切にする社会になる取組として、「地域未来塾*」、「子育て広場*」、「家庭教育支援チーム*」が始まっています。
- ★青少年に多様な活動の機会と場を提供するため、青少年育成団体への支援及び連携を継続的に行っていく必要があります。
- ★図書館では、読書通帳の活用、学校と連携して実施する「星ふるまちの図書館教育」や「図書館サービスハンドブック」による読書支援等を通じ、子どもの読書意欲の向上と学びのサポートに効果をあげています。
- ★青少年を取り巻く地域の環境改善に「青少年を守る店*」運動等が役立っていますが、近年は、スマートフォン、SNS*等に起因するトラブルも指摘され、非行や被害防止への取組も含め、その方法を検討する必要があります。
- ★「地域で子どもを育てよう」をテーマに、情報誌「ねえ」を発行しています。
- ★社会教育指導員による電話相談「ヤングテレホンくだまつ」は、青少年のほか、その保護者も対象としていますが、多様化、複雑化する相談内容に応じた的確な対応が求められています。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|----------------------|-----------|------|--------------|-------------------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 地域未来塾*参加者数 | 令和 元年度 | 295人 | 500人 | 年間延べ参加者数 |
| 青少年育成協議会加盟団体数 | 令和 2年度 | 25団体 | 30団体 | 市内青少年育成団体の加盟数 |
| 絵本のある暮らし応援パック 配布数 | 令和 元年度 | 600個 | 600個 | 絵本のある暮らし応援パックの 年間配布数 |
| 星ふるまちの図書館教育受講 者数 | 令和 元年度 | 500人 | 500人 | 星ふるまちの図書館教育年間受 講者数 |

施策の展開

(1) 地域ぐるみでの青少年活動の推進

学校・家庭・地域が連携し、地域ぐるみの人間的なふれあいを軸に、「放課後子ども教室」、「地域未来塾*」、「子育て広場*」、「家庭教育支援チーム*」等の取組により、青少年の健全育成環境づくりを行います。また、「中学生ボランティア*」の推進等を通じて、青少年の主体性を育てていきます。

(2) 青少年育成団体の活動支援

下松市青少年育成協議会を中心に、青少年育成団体への活動支援を行うとともに、連携を強化し、青少年の実践的な体験活動の機会の充実を図ります。

(3) 子どもの読書活動の促進

絵本のある暮らし応援パックの配布やおはなし会の実施により、乳幼児期からの図書館利用促進と読書啓発を図るとともに、小中学校への図書館教育や読書支援を通して、子ども達が本に親しみながら、心豊かに成長できる環境整備を図ります。

(4) 青少年を取り巻く環境改善活動の推進

青少年を取り巻く環境の変化に対応しながら、関係団体との連携及び商店主等の協力のもと、「青少年を守る店*」運動や「こども環境クリーンアップ活動」等の青少年の非行や被害防止活動を展開します。

(5) 青少年育成の啓発・情報提供

広報啓発活動を通じ、青少年の健全育成への市民理解を促進するとともに、時代に即した内容と情報提供の方法について検討し、実践していきます。

(6) 青少年相談の充実

電話相談「ヤングテレホンくだまつ」について、より一層の周知に努めるとともに、青少年に関する様々な悩みや相談に対し、適切な助言や情報提供を行うため、相談員の研修、専門機関との連携などの充実を図ります。

主な事業

- ・放課後子ども教室
- ・地域未来塾*
- ・子育て広場*
- ・家庭教育支援チーム*
- ・中学生ボランティア*育成
- ・青少年育成協議会の活動支援
- ・子ども会育成連絡協議会の活動支援
- ・親子読書推進事業
(絵本のある暮らし応援パックの配布)
- ・星ふるまの図書館教育
- ・図書館サービスハンドブック事業
- ・おはなし会
- ・こども環境クリーンアップ活動
- ・青少年を守る店*運動
- ・情報誌「ねえ」発行
- ・青少年相談事業「ヤングテレホンくだまつ」

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|-------------------------------------|-------------|
| 下松市第2期子ども・子育て支援事業計画 (くだまつ星の子プラン) | 令和2年度～令和6年度 |

2 生涯学習環境の充実

基本方針

市民の生涯学習意欲やニーズに応える場や機会を充実させるため、公民館施設の維持管理・更新や市民参加も含めた運営改善、図書館におけるソフト面も含めた内容及び利用利便の充実を図ります。

現況・課題

- ★下松中央公民館と下松市立図書館の複合施設である「ほしらんどくだまつ」は、生涯学習の中核施設であると同時に、市民交流拠点としての機能の発揮が求められます。
- ★公民館は、地域に根ざした学習や実践的活動の場となっています。
- ★一部の公民館において、地域住民により組織された団体を指定管理者として運営していますが、公民館の管理・運営に関しては、指定管理者制度*の導入やコミュニティーセンター*への移行も含めて、幅広い視点から検討する必要があります。
- ★花岡公民館講堂、米川公民館及び末武公民館については、「下松市公民館施設整備計画」に基づき、順次建替えを進めています。
- ★移動図書館「あおぞら号」は、市周辺部や幼稚園、保育園、小学校、児童の家、高齢者福祉施設等を巡回し、読書に親しむ機会を提供しています。
- ★図書館では、「下松市郷土資料・文化遺産デジタルアーカイブ*」で市の歴史をインターネット公開し、市内外の人に利用されていますが、下松の魅力・まちの資源を発信するツールとして、さらに効果的な利活用を検討する必要があります。
- ★電子図書館は令和2年10月末から運用を開始し、周知と利用促進を図るとともに、サービスの充実に努めています。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|------------------------------|-------|----------|--------------|--------------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 下松市郷土資料・文化遺産デジタルアーカイブ*アクセス件数 | 令和元年度 | 240,000件 | 300,000件 | デジタルアーカイブ*年間アクセス件数 |
| 電子図書館利用点数 | — | — | 6,000点 | 電子図書年間貸出点数 |

施策の展開

(1) 公民館の充実

公民館が生涯学習と交流の場としての役割を発揮するとともに、地域の特性を活かした活動拠点となるよう努めます。また、施設のあり方、地域の住民による指定管理者制度*導入も含めた管理運営方法の検討を進めます。

(2) 公民館の施設整備

「下松市公民館施設整備計画」及び「下松市社会教育施設等長寿命化計画*」に沿って、施設の建替えや改修を計画的に進め、施設の安全性や利便性を確保します。

(3) 図書館の充実

図書館が、暮らしや調査研究に役立つ地域の情報拠点となるよう、蔵書の充実を図るとともに、来館のきっかけにつながる行事開催や情報発信を行い、利用促進に努めます。また、「下松市郷土資料・文化遺産デジタルアーカイブ*」掲載資料の充実や、古地図散歩でまちの魅力発見事業の実施により、郷土の歴史を気軽に学ぶことができる環境整備を進めます。

(4) 移動図書館の充実

市周辺部や幼稚園、保育園、小学校、児童の家、高齢者福祉施設等を移動図書館「あおぞら号」で巡回し、きめ細かい図書館サービスを実施します。また、学校や園への巡回では、子ども達の図書館利用のきっかけづくりをします。

(5) 電子図書館の充実

インターネットを通して電子書籍の貸出を行う電子図書館サービスの実施により、時間や距離の制約、外出自粛状況下、災害時等に関係なく、いつでもどこでも読書を楽しむことができる環境整備を進めます。また、子ども達の学習効果や読書意欲の向上、活字離れを防ぐ一助となるよう、利用促進に努めます。

主な事業

- ・ 公民館施設整備
- ・ 郷土資料・文化遺産デジタルアーカイブ*事業
- ・ 古地図散歩でまちの魅力発見事業
- ・ くだまつ情報コーナー運営
- ・ くだまつ再発見コーナー運営
- ・ 移動図書館運営
- ・ 電子図書館運営

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|-------------------|------------------|
| 下松市公民館施設整備計画 | 平成 30 年度～令和 5 年度 |
| 下松市社会教育施設等長寿命化計画* | 令和 3 年度～令和 12 年度 |

3 生涯学習の推進

基本方針

いつでも、どこでも、誰もがそれぞれの興味や関心に応じて主体的に学ぶことができるよう、学習機会の充実に努めるとともに、情報提供や指導人材の発掘・育成・活用などの支援により、市民一人一人が生涯学習を通じて生きがいを持てる社会の実現を目指します。

現況・課題

- ★市民一人一人が、生きがいをもって活躍できる社会実現のため、いつでも、どこでも、誰もが気軽に参加できる学びの場が必要となっています。
- ★生涯学習の推進には、主体的な学習グループの育成、学習ニーズの的確な把握、現代的課題への対応、指導者の発掘・育成など、多様な取組が必要です。
- ★公民館講座を掲載した「生涯学習とくどく情報」を発行していますが、インターネットの活用も含め、学習情報の提供の充実が課題です。
- ★公民館による様々な講座開設のほか、「出前講座」、「after 5 in くだまつ」など、学習の場を提供しており、「出前講座」では市民講師の登録、活用を図っています。
- ★親子のきずなや人と人とのつながりを大切にする社会や、笑顔が輝く人づくり・地域づくりを目指した取組を進めています。
- ★「成人式」は、新成人を中心に組織された実行委員会により企画・運営されています。
- ★「童謡フェスタ」の開催等について見直しを行う必要があります。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|--------------------|-------|--------|--------------|--------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 生涯学習機会の充実施策に対する満足度 | 令和元年度 | 13.6% | 20.0% | まちづくり市民アンケート |
| 「出前講座」講師登録数 | 令和2年度 | 30人・団体 | 40人・団体 | 市民講師登録数 |
| 「出前講座」受講者数 | 令和元年度 | 1,840人 | 2,500人 | 年間延べ受講者数 |

施策の展開

(1) 生涯学習機会の充実

個人の多様化する学習ニーズを的確に把握し、公民館講座をはじめとした各種講座の開催など、各世代が気軽に、主体的に学習活動できるよう学習機会の充実を図ります。

(2) 生涯学習活動支援の充実

生涯学習に関する情報をインターネット上で発信するなど、情報提供の充実、活用の促進を図ります。

(3) 生涯学習による人づくり・地域づくり

地域の人材、生涯学習活動の経験者が、知識や技能を学習活動や地域活動に還元できる仕組みや支援体制を確立するとともに、各種講座やイベント等の開催を通して、人と人とのつながりや地域づくりにつながる取組を進めていきます。

(4) 市民憲章の普及啓発

下松市民憲章推進協議会を中心に、まちづくりのための行動目標を示した市民憲章の普及啓発活動を推進します。

主な事業

- ・ 公民館講座
- ・ 生涯学習支援事業「出前講座」
- ・ 星のまちカレッジ after5in くだまつ
- ・ 高等教育機関との連携講座
- ・ 親子の日フェスタ
- ・ 笑顔の写真コンテスト
- ・ 成人式
- ・ 市民憲章普及啓発活動の推進



親子の日フェスタ

1 文化活動の振興

基本方針

市民文化の向上に向けた各種の文化活動は、行政主導から文化団体の主導、協働での推進へと発展させ、「スターピアくだまつ」を中心拠点として、文化行事の充実、芸術文化に触れる場の充実等に取り組みます。特に、下松市の特徴である吹奏楽のまちづくりを積極的に進めます。

現況・課題

- ★市民の文化活動は、下松市文化協会を中心に活発に行われています。市民が優れた芸術文化に触れる機会の拡充や、優れた芸術文化活動が表彰・顕彰される仕組みづくりが必要です。
- ★文化活動団体の主体的運営の促進や市民参加の拡大などが求められます。
- ★魅力ある文化行事を開催するため、企画段階から市民参加などの取組を進める必要があります。
- ★下松吹奏楽協会を中心とした「吹奏楽のつどい」や技術講習会などの活動を通して、吹奏楽によるまちづくりを継続的に進めています。
- ★下松市文化会館「スターピアくだまつ」は大規模改修を行いました。今後も文化活動の拠点として活用するため、施設や設備の保守・改修等を計画的に進める必要があります。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|------------|-----------|--------------|--------------|----------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 市民文化祭参加者数 | 令和 元年度 | 3,600人 | 4,000人 | 年間延べ参加者数 |
| 下松吹奏楽協会会員数 | 令和 元年度 | 188 人・団体 | 210 人・団体 | 会員数 |
| 文化会館利用者数 | 令和 元年度 | 163,100 人 | 190,000 人 | 年間延べ利用者数 |

施策の展開

(1) 文化活動の支援

下松市文化協会をはじめとした文化団体の主体的な活動を支援することにより、芸術文化に親しむ人を増やし、同時に、活躍する個人・団体の育成に取り組んでいきます。また、優れた芸術文化活動の表彰・顕彰により市民文化の向上を図ります。

(2) 文化行事の開催・充実

市民美術展覧会等の文化行事の充実を図るとともに、文化芸術の鑑賞及び発表機会の拡充に努めます。また、これら行事の活性化や市民参加促進の方策を市民協働で検討し、進めていきます。

(3) 吹奏楽のまちづくり

下松吹奏楽協会を中心に市民と演奏者が協働し、吹奏楽によるまちづくりを推進します。

(4) 「スターピアくだまつ」の活用促進

下松市文化会館「スターピアくだまつ」が、各種芸術文化公演や市民の文化活動の発表の場等の拠点として、有効に活用されるよう努めるとともに、「下松市社会教育施設等長寿命化計画*」に沿って、必要な保守や改修を順次進めていきます。

主な事業

- ・文化協会の活動支援
- ・全国大会出場激励金交付
- ・芸術文化表彰
- ・市民美術展覧会
- ・市民文化祭
- ・吹奏楽協会の活動支援
- ・文化会館管理運営

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|-------------------|--------------|
| 下松市社会教育施設等長寿命化計画* | 令和3年度～令和12年度 |



市民美術展覧会



吹奏楽のつどい

2 歴史・伝統の保護と活用

基本方針

文化財等を適切に保護していくとともに、「ふるさと下松」の歴史・文化を伝える各種資料を収集し、その活用方策を多様に検討し、市民の関心を高め、誇りの醸成にもつなげます。

現況・課題

- ★下松市文化財審議会の意見を伺いながら、文化財の指定、保存、管理を進めるとともに、所有者や保存団体との連携や情報共有など、支援体制の確立が必要となります。また、保護だけでなく、活用の視点での検討や実践も求められます。
- ★平成 28 年に郷土資料展示収蔵施設「島の学び舎」が開館し、市内の歴史、民俗、文化財等に関する資料を保存・展示していますが、その内容の充実と来館者の増加への取組が課題です。
- ★「ふるさと下松」の歴史を次世代に正しく伝えるため、その研究と保存への取組が必要となります。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|-----------|-----------|---------|--------------|----------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 島の学び舎来館者数 | 令和 元年度 | 1,159 人 | 2,000 人 | 年間延べ来館者数 |

施策の展開

(1) 文化財の保護と活用

下松市文化財審議会の意見を伺いながら、文化財の指定や指定文化財の適切な保存、管理を進めるとともに、県指定無形民俗文化財である切山歌舞伎の活動支援にも努めます。同時に、保全と両立する活用の方策を検討し、市民の文化財への関心向上を図ります。

(2) 歴史・民俗資料の展示・収蔵による活用

市民が郷土の歴史、民俗、文化財等を学習し、理解を深めることができるよう、「島の学び舎」でさらなる資料収集を進めるとともに、企画展や社会科見学等による来館者の増加に努めます。また、ほしらんどくだまつ内の「くだまつふるさと広場」では、市民ボランティアと協働し、企画展示による情報発信を行います。

(3) 市史編さん準備事業の推進

市史編さんに向けて、「ふるさと下松」の歴史的発展について資料を収集・整理し、その成果の取りまとめを行います。

主な事業

- ・文化財の指定
- ・文化財保護事業
- ・埋蔵文化財の調査・保護事業
- ・切山歌舞伎の活動支援
- ・島の学び舎管理運営
- ・くだまつふるさと広場
- ・市史編さん準備事業



文化財の保護

6 市民協働

〔 政 策 〕

〔 基本施策 〕

1 協働体制の確立

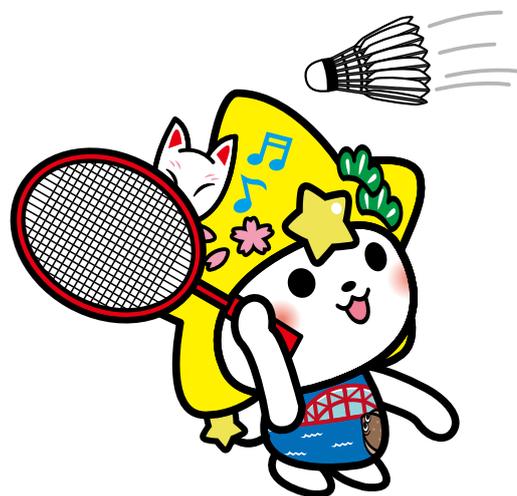
- 1 市民と行政の情報共有化
- 2 協働による地域活動の推進
- 3 民間活力を活用した協働

2 にぎわい創出と魅力発信

- 1 観光拠点の充実
- 2 観光産業の振興
- 3 スポーツ環境の充実
- 4 スポーツの推進
- 5 多文化共生*と国際交流
- 6 移住・定住の促進

3 人権の尊重

- 1 人権の尊重
- 2 男女共同参画の推進



1 市民と行政の情報共有化

基本方針

協働のまちづくりの基礎となる市民と行政の情報共有化のため、情報弱者にも配慮しつつ様々な媒体による情報提供のほか、双方向の情報伝達機能を強化するとともに、情報公開制度の運用、個人情報保護にも万全を期していきます。

現況・課題

- ★市ホームページを活用して、市政情報の提供のほか、申請書等のダウンロード、電子申請サービスを提供しています。
- ★情報発信における基礎的な媒体としてホームページを位置づけ、市民がまちづくりに関心を持てるような、分かりやすい構成に改良する必要があります。
- ★市ホームページに Google が提供する翻訳サービスを実装しています。また、外国人だけでなく、あらゆる人が理解しやすく、平易でわかりやすい日本語表現を用いるとともに、情報弱者である高齢者や障害者にも配慮した情報伝達に取り組みます。
- ★広報「潮騒」、ホームページやSNS*のほか、チラシやポスターなども活用し、あらゆる世代が市政情報に触れる機会を増やしていく必要があります。
- ★市民と行政の協働によるまちづくりの浸透には、そのきっかけとして、情報の公開や提供により、説明責任を果たすことが重要です。
- ★各種広聴機会が、市民意見や意向把握の場として有効に機能しており、市民参加や行政との交流による協働の環境づくりのため、引き続き活用が求められます。
- ★ホームページの活用による提言受付や広報・広聴活動、パブリックコメント*など、多様な情報共有、市民参加の機会拡大が必要です。
- ★令和2年からツイッター*を開始し、市政情報の提供への活用のほか、市民ご意見箱などに加えて広聴機会の拡大を図っています。
- ★平成11年度に保存基準等も含めた文書管理システムを確立するとともに、「下松市情報公開条例」を制定、施行しています。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|-------------------------|-----------|---------------|---------------|----------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 市ホームページ閲覧数 | 令和 元年度 | 45,383 件/月 | 50,000 件/月 | 市ホームページの月間閲覧件数 |
| くだまる公式ツイッター*の フォロワー数 | 令和 元年度 | 200 件 | 2,700 件 | |

施策の展開

(1) 広報の充実

広報紙「潮騒」や、ホームページ、SNS*などを活用し、バランスのとれたきめ細かい情報を提供します。

(2) 多様なメディアによる広報・情報発信

SNS*の活用により、双方向の情報伝達機能強化を進めるほか、新技術、新システムを見極めながら導入・活用していきます。

また、地元ケーブルテレビやFM局等メディアとの協働により、新たな情報発信にも努めます。

(3) 広聴・対話行政の充実

各種の広聴機会を活用した対話行政の充実を図り、市民ニーズの的確な把握と行政施策への反映に努めます。

(4) 行政への市民参加の推進

審議会、パブリックコメント*の活用等により、行政の計画策定や施策運営等への市民参加機会の拡大を図ります。

(5) 情報公開の推進

「下松市情報公開条例」の的確な運用を図るとともに、各種媒体や広報手段を活用し、制度の認知度を高め、行政情報を積極的に公開・提供します。

主な事業

- ・パブリシティ（新聞・テレビ・ラジオなど）を活用した情報発信
- ・広報紙の発行
- ・声の広報の作成
- ・ホームページの充実
- ・くだまるツイッター*の活用
- ・市長の Facebook の活用
- ・パブリックコメント*
- ・市長へのたより
- ・市民ご意見箱
- ・情報公開制度の運用

2 協働による地域活動の推進

基本方針

まちづくりにおける「協働」の体制を強力なものにしていくため、自治会を中心に市民活動団体や人材の育成に力を注ぎ、その活動拠点となる公民館や集会所等のコミュニティ施設の市民による管理も含めた充実と有効活用に努めます。

現況・課題

- ★自主的なまちづくり活動の活性化等、市民のまちづくりへの関心や実践の意識が高く、これらの需要を的確に把握することが必要です。
- ★市民と行政が役割を分担し、市民ができる部分は自ら行動して解決するという協働の意識、姿勢を高めることが重要です。これから市民活動を始めようとする市民のきっかけづくり、市民活動団体の組織強化や団体間の連携及び情報交流の促進等に努めています。
- ★市内には自治会、婦人会、子ども会等のコミュニティ組織があり、市民参加によるまちづくりの主体として、活発に活動しています。
- ★市内に約 270 の単位自治会があり、地区自治会連合会がそれらを含んでいます。自治会によっては集合住宅や流入出世帯が多いことから、地域住民の自治意識を醸成することが課題となっています。
- ★単位自治会と地区自治会連合会の密接な協力により、組織体制の強化と自治会未加入世帯の解消を図る必要があります。また、多くの単位自治会長が毎年交替する中、リーダーとなる人材の育成が必要です。
- ★自治会は、まちづくりの主体としての役割を明確に位置づけ、住民の参加意識を一層高めることが重要です。一部の自治会では自ら課題解決に取り組む活動が見られ、そうした活動を支援することが求められます。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|-----------|-------|----|--------------|-----------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 地域担当職員配置数 | 令和2年度 | 0人 | 6人 | 地域担当職員に任用される職員数 |

施策の展開

(1) 地域力を養う人材・組織の育成

自治会をはじめ、ボランティア等の市民団体・グループ等の活動の促進を図ります。また、自治会長研修会の実施や団体間連携の活性化等を通じ、リーダー等の人材育成に努め、特に女性や若年層の参画を促進します。

(2) 自治会活動の促進

自治会活動の多様性、地域性、先駆性等の特性を地域の課題解決に活かせるよう、情報提供や啓発等、効果的な支援に努めます。また、自治会組織の強化に向け、未加入世帯の解消策などについて市自治会連合会とともに多角的に検討します。

(3) コミュニティ拠点施設の活用促進

地域による公民館や集会所の運営の活性化を支援するとともに、指定管理による公民館のコミュニティーセンター*化を検討します。下松市駅南市民交流センターは、駅前の好立地を活かし、市民の多彩な交流活動に資する活用方法を検討します。

(4) 地区活動拠点施設の整備

地区活動の拠点となる集会所等の建築や修繕に対する助成を通して、地域のまちづくり活動の拠点機能の充実を図ります。

(5) 住民との協働による地域づくり

地域と市との協働によるまちづくりを推進するため、地域担当職員制度*を活用するなどして、地域の課題を住民と共有し、地域づくりについて助言・提案していきます。

主な事業

- ・自治会活動助成
- ・自治会連合会活動支援
- ・市民活動団体登録制度
- ・市民活動保険
- ・地域担当職員制度*
- ・東陽コミュニティーセンター管理運営
- ・地区集会所建設等助成
- ・駅南市民交流センター管理運営

3 民間活力を活用した協働

基本方針

市民、民間事業者や高等教育機関等が、それぞれの長所をまちづくりに活かす協働体制づくりに向け、様々な働きかけを行い、関係機関との連携によるまちづくりの実践につなげていきます。

現況・課題

- ★まちづくりには、市民との協働だけでなく、民間事業者や高等教育機関などと連携し、知恵と力を出し合う体制づくりが重要となります。
- ★産・官・学の連携の取組として、高等教育機関等との協働の取組を通して、地域内に若者を定着させることにより、人口増加や地域活力の向上につなげていく必要があります。
- ★これまでに包括連携協定*を締結した民間事業者や高等教育機関等とのさらなる連携を模索し、地域課題の解決を図る必要があります。
- ★SDGs*の目標達成に向けた取組など、様々なステークホルダー*に対して、市の施策との相関性を共有し、協働のきっかけづくりを進める必要があります。また、その財源として、企業版ふるさと納税*の活用も検討する必要があります。
- ★人と人との出会い、交流は人口の定着や増加につながることを期待され、市内外での団体、組織による様々な交流の機会を創出していくことが重要となります。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|------------------|-------|------|--------------|-----------------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 民間事業者との連携による事業件数 | 令和元年度 | 11件 | 17件 | 民間事業者との連携事業件数(累計) |
| 高等教育機関等との連携事業件数 | 令和元年度 | 2件/年 | 4件/年 | 高等教育機関等との1年当たりの連携事業件数 |

施策の展開

(1) 官民連携によるまちづくり

地域と市との協働によるまちづくりに向け、包括連携協定*の締結による、民間事業者等にも積極的な地域貢献や協働体制への参画を促していきます。また、連携による地域課題の解決を通して、人材育成や雇用の創出、地域の活性化につなげていきます。

(2) 高等教育機関等との協働促進

周南地域や県内の大学等と連携し、地域課題解決のプロジェクトを推進することにより、学生の地域活動への関心を高め、参加を促すとともに、卒業後の地域内への定着を促進します。

(3) 交流イベントの促進

下松商工会議所、周南青年会議所等の団体や民間事業者、NPO 法人等と連携し、市民交流イベント等を積極的に展開していきます。

主な事業

- ・民間企業との包括連携協定*
- ・大学等との連携による産業振興・雇用創出
- ・PBL*（課題解決型プロジェクト学習）の活用
- ・婚活事業の支援
- ・企業版ふるさと納税*の活用



下松デンタルアカデミー専門学校



徳山大学との連携によるゆず味噌づくり体験会

1 観光拠点の充実

基本方針

観光を重要な産業と捉え、笠戸島の各観光関連施設を中心に、市内の魅力ある資源をコンテンツ*として活用し、拠点機能の充実を図ります。

現況・課題

- ★観光は、人の交流やふれあいを通じて地域に活気をもたらす重要な産業であり、既存資源やその良さを活かした拠点形成・充実が必要です。それらを踏まえて、平成30年3月に「下松市観光振興ビジョン」を策定しました。
- ★笠戸島は下松市の有力な観光資源であり、「みなとオアシスくだまつ☆笠戸島」への登録もあり、拠点としての集客力を高める必要があります。
- ★平成28年度に国民宿舎大城がランドオープンし、令和2年には下松市栽培漁業センターの増築、「笠戸島家族旅行村整備計画」策定及び笠戸島ハイツ跡地活用事業を進める中で、それら観光拠点施設の有効な活用や有機的連携を進める必要があります。
- ★笠戸島に植樹している河津桜（約580本）を河津桜まつり等、春の観光資源として活用し、これを目的に多くの観光客が訪れています。今後、さらに外史公園等にも河津桜を植樹し、名所とすることを目指しています。
- ★米泉湖周辺でのハイキング等のレジャー機能や、旧山陽道の宿場町である花岡地区の歴史的遺産が残る町並みなど、市内各地域の環境や個性を活かした観光施策が求められます。
- ★観光振興は、市民及び商工業者との協働が重要であり、民間主導による施策を展開するため、下松市観光協会の事務局を下松商工会議所に設置し、産官民の連携体制を強化することとしています。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|--------------|---------|----------|--------------|-----------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 国民宿舎大城利用者数 | 令和元年度 | 167,554人 | 180,000人 | 指定管理者報告数値 |
| 笠戸島家族旅行村利用者数 | 令和元年度 | 39,772人 | 70,000人 | 指定管理者報告数値 |
| 栽培漁業センター利用者数 | 令和2年9月末 | 13,907人 | 20,000人 | 指定管理者報告数値 |

施策の展開

(1) 笠戸島の観光拠点としての機能充実

国民宿舎大城や笠戸島家族旅行村、下松市栽培漁業センター、海上プロムナード、島の学び舎等の観光関連施設の連携を強化し、一体的な魅力向上を図るため、利便性の向上を進めるとともに、笠戸島家族旅行村の再整備や笠戸島ハイツ跡地活用事業により、着地型観光*を造成できる観光拠点の機能充実を進めます。

また、笠戸島自体をブランド化できるよう、河津桜、ハイキングコース、笠戸ひらめ等の自然や特産品を活用した観光コンテンツ*の磨き上げを進めます。

(2) 米泉湖周辺の観光拠点機能整備

下松市観光協会や地元住民の活動等を通じ、広域的な憩いの場としての機能の向上を促進します。

(3) 花岡の歴史的町並み環境整備

市民有志や団体との連携により、宿場町の歴史的資源の保存・紹介、旧山陽道の町並み整備等、観光的価値を高める方策を検討します。

主な事業

- ・観光振興ビジョン推進事業
- ・国民宿舎大城管理運営
- ・笠戸島家族旅行村管理運営
- ・笠戸島家族旅行村整備計画の策定
- ・海上プロムナード管理
- ・栽培漁業センター観光案内業務
- ・笠戸島観光環境整備
- ・ハイキングコースマップの更新・増刷
- ・おいでませ山口観光キャンペーン
- ・周南広域（光・下松・周南）観光連携
- ・観光客受入体制の整備

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|-------------|--------------|
| 下松市観光振興ビジョン | 平成30年度～令和4年度 |
| 国民宿舎事業経営戦略 | 令和3年度～ |



ひらめ^きパーク笠戸島タッチングプール



大城温泉

2 観光産業の振興

基本方針

民間主導による産官民連携体制と市民のおもてなしの心により、特産品を活かした観光商品づくりやイベント等の集客コンテンツ*の充実、観光情報発信等を計画的に進め、観光振興ビジョンで示した方向の具体化を図ります。

現況・課題

- ★平成 30 年 3 月に策定した「下松市観光振興ビジョン」では、笠戸島を中心とした魅力づくり、観光振興の核となる組織づくり、市内外への情報発信を重点戦略としており、各種産業との連携強化のもとで推進することとしています。
- ★観光の核となる組織である下松市観光協会と下松商工会議所を中心とした産官民の連携による、「観光を産業として盛り上げる体制の確立」が求められます。
- ★国民宿舎大城や笠戸島家族旅行村、下松市栽培漁業センター、旧笠戸島ハイツ等の施設を連携活用し、幅広い産業への展開につなげる取組を民間主導の体制のもとで進めることが課題です。
- ★「笠戸ひらめ」や「来巻にんにく」のほか、「笠戸レモン」や「米川ゆず」などを素材とし、加工も含めた特産品として付加価値を高め、販売を拡大する方策の検討、実践が求められます。また、本市の特徴である「ものづくり」を観光コンテンツ*として活用するため、事業者との連携体制の強化も必要です。
- ★下松市観光協会及び下松商工会議所などによる民間主導の観光振興への取組や、周南広域観光連携推進協議会による 3 市が連携した活動の展開が重要となります。
- ★外国人モニターツアーなどを実施し、インバウンド*に対する課題の抽出を行っていますが、今後、山口県国際観光推進協議会と連携し、「下松市観光振興ビジョン」に基づき、取組を進める必要があります。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和 7 年度 | 説明 |
|-----------|-----------|--------------|----------------|------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 笠戸島地区観光客数 | 令和 元年度 | 205,195 人 | 350,000 人 | 山口県観光客動態調査 |
| 米川地区観光客数 | 令和 元年度 | 17,760 人 | 25,000 人 | 山口県観光客動態調査 |
| 花岡地区観光客数 | 令和 元年度 | 37,120 人 | 40,000 人 | 山口県観光客動態調査 |
| 市全体観光客数 | 令和 元年度 | 815,070 人 | 1,000,000 人 | 山口県観光客動態調査 |

施策の展開

(1) 観光振興ビジョンの推進

「下松市観光振興ビジョン」を適切に見直しつつ、観光を産業として民間主導で育てられるよう、核となる組織である下松市観光協会及び下松商工会議所を中心に、観光関係者同士の連携体制強化の取組を進めます。

(2) 観光商品づくり

ひらめ等の海産物やレモン、ゆず、ニンニク等、下松ならではの魅力的な産品を活用し、6次産業化*による付加価値の高い特産品・観光商品の開発と販売体制の確立を図ります。

(3) 集客コンテンツ*の充実

「ものづくり」や「星ふるまち」の伝説などを観光につなげる連携体制を構築し、集客のための特色あるイベントやプログラムなど観光コンテンツ*として活用の充実を進めます。

(4) 観光情報発信の強化

下松市観光協会と連携し、市民や市外観光客などそれぞれのニーズに合わせ、パンフレットやポスターの作成、ホームページ及びSNS*等を活用した情報発信のデジタル化を進め、PR活動強化を図ります。また、玄関口となる下松駅周辺に観光案内所を設置し、市内循環に繋がる情報発信を行うなど、鉄道駅や下松サービスエリアなども、情報発信の場として有効に活用していきます。

(5) 観光振興体制の充実

下松市観光協会と下松商工会議所を観光の核となる組織として、民間主導で市内事業者等と産官民一体となった観光振興施策を展開するとともに、全国各地から観光誘客を図り、まちのにぎわいの創出を図るため、くだまつクルーズ振興協議会と連携しクルーズ客船の誘致に努めます。また、周南市、光市との周南広域観光連携推進協議会による広域的な誘客への取組を進めます。

(6) 国際化に対応した観光受入体制の整備促進

外国文化に対応した魅力の感じ方等を把握し、それに対応した観光の取組などの充実を図ります。

(7) 観光ホスピタリティ*の向上

市民それぞれが「くだまつ愛」に裏付けられた誇りとおもてなしの心を持って、あいさつや簡単な案内などを行えるよう、気運の醸成に努めます。

主な事業

- ・観光振興ビジョン推進事業
- ・農業公園との連携
- ・観光協会、商工会議所との連携・支援
- ・観光案内所の設置
- ・インバウンド*推進事業
- ・観光情報発信の強化及び多言語化
- ・観光看板及びパンフレット等作成
(外国語表記や外国語対応)

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|-------------|--------------|
| 下松市観光振興ビジョン | 平成30年度～令和4年度 |

3 スポーツ環境の充実

基本方針

スポーツ関係団体の運営支援や組織力強化支援に取り組むとともに、スポーツ施設の充実を図り、良好なスポーツ環境を提供します。

現況・課題

- ★生涯スポーツ活動による心豊かな生活の実現を目指し、「する」、「観る」、「支える」を基本方針とする「下松市スポーツ推進計画」を策定しています。
- ★競技力の向上を図るため、下松市スポーツ協会や下松市スポーツ少年団等が中心となり、指導者育成や競技団体間の連携促進などに取り組んでおり、市は助成金の交付等により、これらの活動を支えています。
- ★健康増進や生きがいづくり等を目的として、下松市スポーツ推進委員協議会を中心に地域のスポーツ振興を推進しています。
- ★体育施設を運営する指定管理者と連携して、効率的な維持管理や計画的な改修等に努めています。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|--|-----------|--------------|--------------|-------------------------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| スポーツ少年団登録者数 (団員) | 令和 2年度 | 463人 | 450人 | 令和2年度一次登録時点 |
| スポーツ少年団登録者数 (指導者・役員・スタッフ) | 令和 2年度 | 146人 | 150人 | 令和2年度一次登録時点 |
| 体育施設利用者数 (温水プール・スポーツ公園 ゲートボール場を除く) | 令和 元年度 | 157,237 人 | 170,000 人 | スポーツ公園ゲートボール場は、令和2年度から利用者管理開始 |
| 体育施設利用者数 (温水プール) | 令和 元年度 | 117,720 人 | 120,000 人 | 浴室、トレーニング室その他附属施設の利用者数を含む |

施策の展開

(1) スポーツ組織の育成・支援

下松市スポーツ協会、下松市スポーツ少年団等のスポーツ関連団体の主体的な活動を支援するとともに、情報提供、指導者育成支援等による活動環境の向上に努めます。

(2) スポーツ指導者の育成・確保

スポーツ推進委員の資質向上と各組織の体制強化等を図るため、指導者研修や実技講習会等の充実に取り組みとともに、活動内容の周知等による新たな人材の確保を推進します。

(3) スポーツ施設の整備・運営

市民のニーズ把握に努めつつ、費用対効果等を検討し、効率的、効果的なスポーツ施設の整備・運営を推進します。

主な事業

- ・総合型地域スポーツクラブ*運営支援
- ・スポーツ協会の活動支援
- ・スポーツ少年団の活動支援
- ・スポーツ推進委員協議会の活動支援
- ・体育施設整備
- ・体育施設運営

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|----------------|--------------|
| 下松市スポーツ推進計画 | 令和元年度～令和5年度 |
| 下松市体育施設長寿命化計画* | 令和3年度～令和28年度 |



スポーツ少年団

4 スポーツの推進

基本方針

スポーツの振興を通じた地域の活性化を推進するとともに、競技スポーツやパラリンピックスポーツ、気軽に親しむことができるレクリエーションスポーツ等、幅広いスポーツの普及に取り組みます。また、子ども達がスポーツに取り組む機会の創出に努めます。

現況・課題

- ★「下松市スポーツ推進計画」で「わがまちスポーツ」と位置付けているバドミントン、ハンドボールを中心に、企業や競技団体等と連携し、次世代アスリートの育成と地域の活性化に取り組んでいます。
- ★健康志向等を背景に、競技スポーツのみならず、老若男女を問わず楽しめるウォーキングやレクリエーションスポーツなど、幅広いスポーツへの関心が高まっていることから、スポーツ推進委員等と連携し、スポーツに関する情報提供や指導者育成、体験の場の確保に取り組んでいます。
- ★スポーツフェスティバルやレクフェスタなどのスポーツイベントを開催し、多様なスポーツを体験する機会を提供しています。
- ★ベトナムホストタウン*事業をはじめ、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに関連した事業に取り組み、新たな交流の創出やスポーツに対する機運向上を推進しています。



スポーツフェスティバル（令和2年）



下松駅伝競走大会

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|--------------------|-------|---------|--------------|---|
| | 年度等 | 数値 | | |
| スポーツフェスティバル参加者数 | 令和元年度 | 1,000人 | 1,500人 | 延べ来場者数（令和2年度は新型コロナウイルス感染症*の影響による縮小開催のため、令和元年度を現況値とする） |
| スポーツボランティアバンク*登録者数 | 令和2年度 | 18人・3団体 | 50人・5団体 | 4月1日時点 |

施策の展開

(1) 競技スポーツの振興

企業やスポーツ組織、競技団体等と連携し、トップアスリートとの交流機会の創出等による次世代アスリートの育成に取り組むとともに、スポーツを通じた地域の活性化を推進します。

(2) スポーツの普及

市民の生きがいづくりと健康・体力づくりを推進するため、健康福祉部門やスポーツ推進委員等の地域のスポーツリーダーと連携し、市民がスポーツに親しむ機会の創出とスポーツの普及に努めます。

(3) スポーツイベントの充実

企業やスポーツボランティア等、幅広い関係者との連携を図り、市民ニーズに沿ったイベント開催を推進します。また、わがまちスポーツであるバドミントンやハンドボールのトップリーグ誘致など、トップアスリートの参加する大会開催に取り組めます。

(4) 子どものスポーツ推進

イベントの開催や部活動、スポーツ少年団等を通じた、子どものスポーツへの取組を推進し、運動能力や体力の向上を図ります。

(5) スポーツと観光の融合

トップアスリートとの交流イベントその他スポーツイベントの開催にあたっては、観光との融合(スポーツツーリズム)を検討し、交流人口の拡大や地域経済への波及効果の創出に努めます。

(6) 東京 2020 オリンピック・パラリンピックレガシーの継承と発展

東京 2020 オリンピック・パラリンピックにより創出した新たな交流やスポーツに対する関心等の継続と発展に取り組むとともに、これらのレガシーを観光など多方面に波及させるよう努めます。

主な事業

- ・全国大会等出場激励金
- ・スポーツ活動表彰制度
- ・短期スポーツ教室
- ・水泳教室
- ・健康ウォーキング
- ・スポーツフェスティバル
- ・駅伝競走大会
- ・レクフェスタ
- ・トップアスリート交流
- ・レクリエーションスポーツ器具の整備、貸出
- ・スポーツボランティアバンク*
- ・体育施設の貸出(体育授業、部活動等)

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|-------------|-------------|
| 下松市スポーツ推進計画 | 令和元年度～令和5年度 |

5 多文化共生*と国際交流

基本方針

国際化が進む中で、市民の国際感覚を高めるための人材の育成や実効性ある国際交流の推進を図るとともに、外国人住民も暮らしやすい多文化共生*社会の実現に向けた取組を進めます。

現況・課題

- ★グローバル化の進展とともに、市民が広い視野や国際的な感覚を持って、異文化交流を図るなど、国際理解や国際交流の取組を進める必要があります。
- ★外国人住民は、近年、微増傾向にあることから、外国人住民に対する教育支援の充実や日本語教育の推進をはじめ、地域における適応や防災対策など、外国人住民を含めた市民全体が安心して暮らすことのできる多文化共生*社会の構築が求められています。
- ★具体的な多文化共生*のための施策として、インターネットを通じた多言語による市の紹介や生活情報の提供を行っています。
- ★ベトナム国を相手国としたホストタウン*登録を契機に、東京 2020 オリンピック・パラリンピックのレガシーを後世に引き継いでいく必要があります。



商工まつり出店（ベトナムコーヒー）

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|--------------------------|-------|------|--------------|--------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 他地域や世界の人々との交流活動施策に対する満足度 | 令和元年度 | 6.7% | 10.0% | まちづくり市民アンケート |

施策の展開

(1) 国際交流の推進

グローバル社会の中で国際感覚豊かな市民を育成するため、外国人との交流機会の充実や国際理解の促進等による実効性のある国際交流を推進し、国際化に対する意識や相互理解を図りつつ、市民の国際感覚の醸成に努めます。

(2) 多文化共生*の推進

外国人住民を生活者として捉え、多言語による情報提供や日本語の学習支援等のコミュニケーション支援、日常生活の支援等を図りながら、地域社会の一員として外国人住民が安心して暮らしやすい社会の実現に努めます。

(3) ホストタウン*事業を契機とした新たな交流の推進

東京 2020 オリンピック・パラリンピック終了後もスポーツ交流のみに限らず、産業や観光など幅広い視点でこれまでの成果を活かし、市民、民間事業者、行政などが一体となって新たな交流の推進に努めます。

主な事業

- ・ 外国語版観光パンフレットの作成
- ・ 観光情報発信の多言語化
- ・ 外国人文化共有のための研修
- ・ インターネットや多言語アプリ等の活用
- ・ 英語環境向上推進事業
- ・ ホストタウン*事業

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---------------|-----------|
| くだまつ国際化推進ビジョン | 平成 16 年度～ |



ホストタウンイベント

6 移住・定住の促進

基本方針

人材の定着・還流を図るために、多様なツールや地域資源を活用した戦略的な情報・魅力発信を行うことで、「くだまつ」の知名度を向上させるとともに、移住希望者を発掘し、スムーズに移住できるように、移住に関する情報発信の強化、支援制度の充実に取り組みます。

現況・課題

- ★人口減少の波の克服、地方創生に向け、市の特徴を活かしつつ、市の魅力を市内外に周知、浸透させ、人の呼び込みや定着につなげる戦略的なシティプロモーション*が必要となります。
- ★特産品や産業、景観など、下松の良さを多くの人に伝え、下松に関心を持つ人を増やすために、下松ならではの地域資源の魅力発信をさらに強化していく必要があります。
- ★人口減少と少子高齢化社会が進展する中、本市の人口は微増傾向にありますが、若者の流出は続いていることから、市民の郷土愛を醸成し、定住・還流を促進する必要があります。
- ★リモートワークなどの働き方の急速な変革により、地方への移住に関心が高まる中、的確な情報発信、仕事と住まいを結び付けた移住促進施策の充実が求められます。
- ★下松市の人口動態では、特に若い女性の流出が顕著であるため、定住を促進するための新たな取組が求められます。



ふるさと納税返礼品

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|---------------------|-----------|-------------|---------------|-------------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| ふるさと納税*受入額 | 令和 元年度 | 499 万円/年 | 1,000 万円/年 | ふるさと納税*年間受入額 |
| ふるさとサポーター*の 登録者数 | 令和 元年度 | 187人 | 250人 | ふるさとサポーター*に登録した人数 |

施策の展開

(1) シティプロモーション*の推進

下松ならではの地域資源を下松市公式マスコットキャラクター「くだまる」などの多様な手法により発信し、知名度の向上を図りつつ、移住・定住へのきっかけづくりになるよう努めるとともに、交流人口・関係人口の拡大を図ります。

(2) 移住希望者の発掘と支援

移住希望者に対して、移住希望者と地域をつなぐ「ふるさと回帰支援センター」と連携した積極的な情報発信・情報提供を行うとともに、民間事業者との協働により、本市の実情に応じた起業支援を行います。

また、空き家を利活用した空き家バンクなどの創設により、移住・定住を促進します。

(3) 下松応援団の充実

ふるさとサポーター*とともに下松の魅力を市外へ発信することにより、移住・定住者や関係人口の増加につなげていきます。また、ふるさと納税*を活用し、魅力発信と地域活性化を図りつつ、下松を応援する人材（下松ファン）を増やしていきます。

(4) 人口流出の抑制

大都市圏への人口流出が進む中、特に著しい若い女性の人口流出を抑制するため、産官民の連携による就職先の確保や定住に向けた創意工夫に努めます。

主な事業

- ・シティプロモーション*事業
- ・キャラクター活用事業
- ・ふるさとサポーター*制度
- ・ふるさと納税*推進事業
- ・移住就業支援事業



下松市公式マスコットキャラクターくだまる



シティプロモーション

1 人権の尊重

基本方針

人権の尊重は社会における不変のテーマであり、正しい情報提供や相談等の環境づくりに努め、学校教育、社会教育等の場での人権意識を高める教育・学習活動を推進します。

現況・課題

- ★人と人との関わり合う上での配慮、人権尊重の視点は、時代を問わず大切なテーマの一つであるとともに、社会情勢の変化等による新たな課題への対応も必要とされています。
- ★「山口県人権推進指針」に基づき、人権関係施策を推進し、人権相談、人権研修等を実施しているほか、あらゆる施策を人権尊重の視点からとらえ推進しています。
- ★福祉の視点や学校教育、社会教育の視点を踏まえつつ、引き続き人権に関わる交流、学びなど多様な機会を確保し、誰もが自然に人権に配慮できる地域社会を形成する必要があります。
- ★人権の視点を尊重した行政を推進するため、市民参加による人権のまちづくりを推進する必要があります。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|-------------------|-------|--------|--------------|----------------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 人権啓発に関する講演会等の参加者数 | 令和元年度 | 2,048人 | 2,300人 | 人権啓発に関する講演会等への延べ参加者数 |
| 人権に関する相談機会の数 | 令和2年度 | 25回 | 25回 | 特設人権相談所等の人権相談会実施数 |

施策の展開

(1) 人権尊重の環境づくり

「山口県人権推進指針」に基づき、社会情勢等による新たな課題も含めた人権に関する課題について、情報提供等により市民への啓発に努めるとともに、相談しやすい環境づくりに努め、人権推進意識のさらなる醸成を図ります。

(2) 学校における人権学習の推進

「山口県人権推進指針」及び山口県人権教育推進資料を踏まえ、人権尊重の意識を高め、児童生徒一人一人を大切に教育を組織的・計画的に推進します。

(3) 社会教育における人権学習の推進

「山口県人権推進指針」及び山口県人権教育推進資料を踏まえ、下松市人権教育推進委員との連携等により、職場を含めた地域社会における人権学習機会の充実を図ります。

主な事業

- ・人権の花運動
- ・人権ふれあいフェスティバル参加
- ・各種団体研修会参加
- ・人権に関する相談業務
- ・学校人権教育研修会の開催
- ・「人権」を考えるつどい
- ・人権教育講座
- ・人権教育教材の貸出



人権の花運動

2 男女共同参画の推進

基本方針

性別に関わりなく社会に参画し、活躍できる環境づくりや意識の高揚のための各種施策を推進するとともに、男女間の暴力根絶や防災分野等も含め、安全安心に暮らせる社会づくりに取り組んでいきます。

現況・課題

- ★男女共同参画社会の実現に向け、平成30年度に「第5次下松市男女共同参画プラン」を策定しました。その中で、3つの基本目標を掲げ、施策の方向性を示しています。
- ★少子高齢化の進行等の社会情勢に対応するためにも、すべての人が互いに人権を尊重し、性別に関わりなく、個性と能力を発揮できる、多様性に富んだ豊かで安全安心な男女共同参画社会の実現に向け、家庭、職場、地域社会など多様な分野において男女共同参画をより一層推進する必要がある、幅広い取組が求められています。
- ★就労場における女性の活躍については、女性活躍推進法に基づき、「第5次下松市男女共同参画プラン」において「下松市女性活躍推進計画」を策定しており、これに沿った取組をする必要があります。
- ★男女間の暴力等については「第5次下松市男女共同参画プラン」において「下松市DV*対策基本計画」を策定しており、関係機関との連携・協力や、相談・支援体制のより一層の充実が必要です。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|--------------------------|--------|-------|--------------|-----------------------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 審議会等委員の女性割合 | 令和2年度 | 26.1% | 30.0% | 地方自治法や市の要綱で定められた審議会等委員の女性割合 |
| 社会全体において男女の地位が平等と感じる人の割合 | 平成29年度 | 17.8% | 増加させる | 下松市男女共同参画に関する市民意識調査 |

施策の展開

(1) 男女が共に活躍できる地域社会づくり

「下松市男女共同参画プラン」及び「下松市女性活躍推進計画」に沿って、男女共同参画社会の実現に向け、あらゆる分野での政策や方針決定過程への女性の参画促進、男女が自らの希望で仕事と生活や地域活動を両立できる環境の整備、就労の場での女性活躍推進を図るとともに、国際理解及び交流を通じた男女共同参画の推進を図ります。

(2) 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

男女共同参画の妨げとなる社会制度や慣行の見直しにつながるよう、意識改革や人権尊重意識の高揚に向けた啓発、男女共同参画の視点にたった教育・学習を推進するとともに、女性があらゆる分野に参画し、能力が発揮できるよう学習機会の提供・充実を図ります。

(3) 男女が健康で安全安心に暮らせる社会づくり

配偶者等からの暴力（DV*）や性犯罪、ストーカー行為、各種ハラスメント*等の根絶を目指して、暴力を許さない気運の醸成やきめ細かな相談対応に努めるとともに、年齢や性別にかかわらず、困難を抱える人もあらゆる人が安心して自立した生き方ができるよう、生涯を通じた健康支援や多様な生き方を認め合う意識の醸成、環境の整備や支援、防災分野における男女共同参画の推進に取り組みます。

主な事業

- ・女性活躍推進研修会開催
- ・女性参画機会の拡充
- ・男女共同参画プランの推進事業
- ・家庭生活への男性の参加促進
- ・多様な保育ニーズへの対応
- ・ワーク・ライフ・バランス*の促進
- ・人権相談
- ・男女共同参画研修会開催
- ・女性団体活動の支援
- ・DV*防止講座開催
- ・DV*相談
- ・介護予防・生活支援サービス事業の推進（再掲）

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|-----------------|-------------|
| 第5次下松市男女共同参画プラン | 令和元年度～令和5年度 |
| 下松市女性活躍推進計画 | 令和元年度～令和5年度 |
| 下松市DV*対策基本計画 | 令和元年度～令和5年度 |

7 行政管理

[政 策]

[基本施策]

1 効率的な行財政運営

- 1 行政情報化の推進
- 2 公共施設の総合管理
- 3 健全で効率的な行財政運営



1 行政情報化の推進

基本方針

日々進化する情報通信技術を行政運営にも的確に取り込み、行政現場だけでなく市民も使いやすい効率的な情報ネットワーク環境の整備、その有効活用に取り組む一方、個人情報の保護など情報セキュリティに万全を期しています。

現況・課題

- ★ICT*（情報通信技術）の進化、AI*（人工知能）やIoT（Internet of Things（モノのインターネット））等のデジタル化が進んだ社会像として、情報社会を超えた「Society5.0*」が提唱される中で、行政運営においてもその有効な活用により、事務の簡素化や人件費等の削減、住民サービスの向上を進める必要があります。
- ★自治体クラウド*の運用により行政事務の効率化、経費削減及びシステムの非常時に備えたデータの二重化を図っていますが、庁内各種システムの活用と併せ、情報ネットワーク基盤を一層強化、高度化していくことが求められます。
- ★平成31年4月から、個人番号カード（マイナンバーカード*）を利用した証明書類のコンビニ交付サービスを開始していますが、市民の行政サービス利用の様々な場面で、ICT*を活用した一層の利便性向上を進めることが必要です。
- ★個人情報保護法、下松市個人情報保護条例、下松市情報セキュリティポリシーに基づき、個人情報はじめ市が保有する情報資産の安全対策と適正管理への継続的な取組が必要です。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|-----------------|-----|----|--------------|----------------|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 庁内ネットワーク無線化設置割合 | — | — | 100% | 本庁舎と各出張所への設置割合 |

施策の展開

(1) 情報ネットワーク環境の充実

市内、公共施設間等のネットワーク環境の充実に引き続き取り組むとともに、自治体クラウド*の有効活用、さらにはネットワーク環境の無線化の検討なども含め、デジタル強靱化社会の基盤を強化し、情報処理や交流の円滑化、高度化を推進します。

(2) ICT*による行政効率化の推進

デジタル技術の進化を見極めつつ、リモート会議やビッグデータ*の活用をはじめ、AI*の活用も含めた行政事務の簡素化、効率化、コストの削減につながる変革に取り組んでいきます。

(3) 市民サービス向上へのICT*活用

個人番号カード（マイナンバーカード*）の普及、保険証としての使用、証明書類のコンビニ交付サービス等での活用促進、各種申請・届出等における市ホームページの活用など、行政手続きの効率化を図るとともに、あらゆる人が利用しやすい形で、ICT*活用による市民サービス向上を進めます。

(4) 個人情報の適正管理

変化する情報環境に対応し、常に万全の情報セキュリティの確保を図り、個人情報保護の重要性についての意識啓発等に努めます。

主な事業

- ・自治体クラウド*の活用
- ・庁内外情報システム維持管理
- ・マイナンバーカード*の活用

2 公共施設の総合管理

基本方針

公共施設の総合的マネジメント体制を強化し、整備や運営管理の最大限の効率化を目指すとともに、民間活力を有効に活用した運営管理方法の検討、導入にも努めます。

現況・課題

- ★平成 29 年 3 月に「下松市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等全体を横断的に整理するとともに、中長期的な視点でマネジメントを進めることとしています。
- ★公共施設のマネジメントの方針としては、人口減少社会を見据え、財政負担の軽減・平準化に努めることで、次世代に継承可能な取組を進めることが求められます。
- ★公共施設の指定管理者制度*は、随時その効用を検証し、指定管理者の適正な選定、対象施設の追加検討などが必要です。さらに、多様な民間活力導入手法による効率化も検討する必要があります。
- ★新耐震基準を満たしていない施設について、市民が安全で安心して使えるよう、長寿命化*や建替えに合わせた耐震化を進める必要があります。
- ★公共施設や道路等においては、バリアフリー*化を積極的に進めていますが、さらにニーズに合わせた整備に努め、福祉的環境基盤を充実させる必要があります。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和 7 年度 | 説明 |
|---------------|-----------|------|----------------|---|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 公共施設の集約化・複合化 | — | — | 1 件以上 | 今後の人口減少を考慮して、施設総量（公共施設（建物）の市民一人当たり延床面積）の縮減を行う |
| ネーミングライツ*導入件数 | 令和 元年度 | 0 施設 | 3 施設 | ネーミングライツ*を導入した施設の数 |

施策の展開

(1) 公共施設の総合的マネジメント

「下松市公共施設等総合管理計画」及び個別施設計画を適宜見直しつつ、耐震化も踏まえ、公共施設全体の状況を横断的に把握し、維持管理や大規模改修等を計画的・効果的に進め、経費削減や安全安心な施設の提供に努めます。

(2) 指定管理者制度*の適切な活用

指定管理者制度*は、随時その効用を検証し、指定管理者の適正な選定、対象施設の追加検討等を行い、効果的な活用を図ります。

(3) 民間活力の導入

公共施設の管理運営については、PPP*・PFI*等の民間活力導入手法も比較検討し、最適な方法を見いだして財政負担の軽減・平準化を図ります。また、施設の長期的、継続的な運営基盤を確立するとともに、施設の魅力向上による市民サービスの向上を図ることを目的に、ネーミングライツ*の導入を推進します。

(4) 公共施設等のバリアフリー*化

道路や公共施設、公営住宅等でのバリアフリー*化について、ニーズに合わせた整備を推進します。

主な事業

- ・横断的な施設更新・統廃合・長寿命化*の検討・推進
- ・多様なコスト縮減手法の検討・導入
- ・固定資産台帳の運用
- ・指定管理者制度*の運用
- ・ネーミングライツ*の導入

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|----------------|-------------------|
| 下松市公共施設等総合管理計画 | 平成 29 年度～令和 28 年度 |

3 健全で効率的な行財政運営

基本方針

経営的視点に基づく行政運営の効率化、効果的な運営を常に追求し、地方創生の観点からの施策も積極的に導入するとともに、財政の健全化かつ安定的な運営のため、財源の確保や財政構造の見直しに基づく的確な事業選択等に努めます。

現況・課題

- ★様々な行政課題や市民ニーズに対応できる市民にわかりやすい組織体制の構築、効率的な行政運営が実行できるよう組織・機構の見直しを進めていく必要があります。
- ★「下松市人材育成基本方針」に沿って「自己啓発」「職場研修」「職場外研修」を三つの柱として、人材育成に努めています。また、平成28年度から本格運用をしている人事評価制度も人材育成のために有効に活用していきます。
- ★下松市が参加している広域行政の一部事務組合がごみ処理などのそれぞれの分野において、効率化を目指した共同処理を行っています。さらに、地方分権の推進による国や県からの権限移譲に対応するため、自治体の範囲を超えて広域的に共通する課題が増加しており、周辺自治体との事務の共同化等について適宜検討する必要があります。
- ★新型コロナウイルス感染症*の拡大や今後予想される人口減少社会の到来、少子高齢化の進展など、社会経済情勢が大きく変化する中、行財政運営には、多様化する行政需要に対して柔軟かつ迅速に対応できる行財政基盤の確立が求められています。
- ★市税収入は、経済の先行き不透明感等から不安定な状況にあり、引き続き、収納率の維持・向上を図る必要があります。また、自主財源の確保、国や県等の補助制度や起債制度の有効活用、使用料などの適正化や財産の利活用などに取り組む必要があります。
- ★健全財政を概ね確保しているものの財政の健全化指標である実質公債費比率*や将来負担比率*が上昇傾向にあります。事業別予算の実施などにより、さらなる行財政改革・行政のスリム化を進め、財政の健全性維持を図り、自主・自立の行財政運営を堅持することが重要です。

目標指標

| 指標名 | 現況値 | | 目標値 令和7年度 | 説明 |
|---------------------|-------|-------|--------------|--|
| | 年度等 | 数値 | | |
| 実質公債費比率* | 令和元年度 | 3.0% | 7.0%以下 | 一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率 |
| 将来負担比率* | 令和元年度 | 28.8% | 40.0%以下 | 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率 |
| 財政構造の見直し指針に基づく財源不足額 | 令和2年度 | 4.5億円 | 0円 | 収支均衡のとれた歳出・歳入構造改革を進め、令和5年度当初予算での構造的な財源不足額の解消を目指す |

施策の展開

(1) 効率的な行政運営の推進

計画的・効率的な行政運営を行うため、組織・機構の見直しを含め、行政運営体制の改善を推進します。また、施策事業のP D C A*を機能させるため、事業評価制度*の運用に取り組みます。

(2) 職員の資質向上

「下松市人材育成基本方針」に基づき、研修や自己啓発促進による職員資質の向上を進めるとともに、人事評価制度の運用拡大とその有効な活用、コンプライアンス*強化や働き方改革への取組なども積極的に進めます。

(3) 効率的な広域行政連携の推進

現行の広域行政事務の適正な運営と、効率的・合理的運営に向けた改善を図るとともに、さらに行政の効率化、経費削減の観点から、必要に応じて周辺自治体との多様な分野における広域連携の検討、業務の共同処理の研究等を進めます。

(4) 公正かつ適正な課税・徴収

公正かつ適正な課税・徴収を行い、税負担の公平性の確保に留意しつつ、持続可能な行財政運営の基盤となる市税収入の確保を図ります。また、税務申告等の手続きの簡素化やインターネットを活用した納税環境の整備・充実を進めます。

(5) 安定的な財政運営

自主・自立の行財政運営を基本に、財政構造の見直し指針に基づき、事務事業の見直しや財源確保など、行政改革としての取組及び財政改革の取組を進めることで、構造的な財源不足の縮減・解消、財政基盤の強化を図り、持続可能な行財政運営を堅持します。

(6) 自主財源の確保等

使用料や手数料等における受益と負担の適正化、市有財産の利活用方針の策定、ふるさと納税*制度の活用等により、自主財源の確保、資産・債務改革の推進を図ります。

主な事業

- ・ 行財政改革の推進
- ・ 事業評価制度*の運用
- ・ 人事評価制度の運用拡大
- ・ 業務の共同処理・研究
- ・ 口座振替制度の推進（広報・PR）
- ・ 新たな収納方法の検討、導入
- ・ 差押・インターネット公売等による滞納処分の強化
- ・ 使用料等の見直し
- ・ 市有財産利活用方針の策定
- ・ 部局別予算枠配分方式の実施
- ・ 補助制度・起債制度の選択と活用

関連計画

| 計画名 | 計画期間 |
|------------------------|-------------|
| 下松市財政構造の見直し指針 | 令和元年度～令和4年度 |
| 第2期下松市まち・ひと・しごと創生総合戦略* | 令和2年度～令和6年度 |
| 第5次下松市行財政改革推進計画 | 令和元年度～令和3年度 |
| 下松市人材育成基本方針 | 平成31年度～ |

